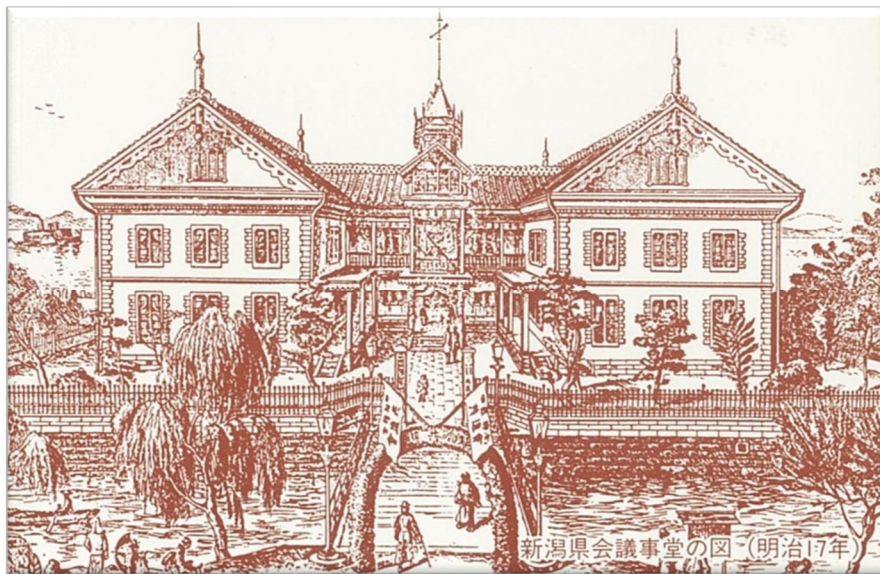


重要文化財

新潟県議会旧議事堂（新潟県政記念館）

保存活用計画（改訂版）



新潟県観光文化スポーツ部文化課

2025



1 全景（正面側より見る）



2 中央棟正面



3 正側面（北東面）



4 背側面（南西面）



5 正面（北面）



6 一階正面



7 一階 傍聴人控室



8 一階 議場



9 二階 ベランダ



10 二階 議員控室



11 二階 傍聴席

目次

建物位置図・敷地配置	1
建物平面図及び部位名称	4
第1章 計画の概要	
1 計画の作成及び改訂	6
(1) 保存活用計画の名称	6
(2) 計画の作成	6
(3) 計画の改訂	6
2 文化財の名称等	6
(1) 重要文化財(建造物)の名称等	6
(2) 重要文化財(建造物)の構造及び形式	6
(3) 所有者の氏名及び住所	6
3 文化財の概要	6
(1) 文化財の構成(保存活用計画の対象区域)	6
(2) 文化財の概要	6
(3) 文化財の価値	7
4 文化財保護の経緯	8
(1) 保存事業履歴	8
(2) 昭和47～49年の半解体修理事業(国庫補助事業)	9
(3) 平成16～18年の保存修理工事(国庫補助事業)	10
(4) 令和5～9年の耐震補強・保存修理工事(予定)	10
(5) 活用履歴	11
(6) 来館者数の推移	12
5 保護の現状と課題	13
(1) 保存の現状と課題	13
(2) 防災設備の現状と課題	13
(3) 活用の現状と課題	13
6 計画の概要	14
(1) 計画区域	14
(2) 計画の目的	14
(3) 計画の骨子	14
(4) 計画策定に係る指導	15
第2章 保存管理計画	
1 保存管理の現状	17
(1) 保存の現状	17
(2) 管理の現状	17
2 保存管理の方針	17
(1) 保存部分	17
(2) 保全部分	17
(3) その他の部分	17
(4) 部分の設定と保護の方針(図6・7・別表参照)	18
(5) 部位の設定と保護の方針(図8・9・別表参照)	19
3 管理計画	27
(1) 管理体制	27
(2) 管理方法	27
4 修理計画	28
(1) 当面必要な維持修理等の措置	28
(2) 今後の保存修理及びその他整備計画	28
第3章 環境保全計画	
1 環境保全の現状と課題	29
(1) 現状	29
(2) 課題	29

2	環境保全の基本方針	29
3	区域の区分と保全方針	30
	（1）区域の設定	30
	（2）各区域の保全方針	30
4	建造物の区分と保護の方針	30
	（1）建造物の区分	30
	（2）建造物の保護方針	30
5	環境保全施設整備計画	31
	（1）防災上の課題	31
	（2）当面の改善措置と今後の対処方針	31
第4章 防災計画		
1	防火・防犯対策	34
	（1）防火対策	34
	（2）防火管理計画	35
	（3）防犯計画	36
	（4）防火・防犯設備計画	36
2	耐震対策	37
	（1）耐震診断と改善措置	37
	（2）地震時の対処方針	38
3	耐風対策	38
	（1）被害の想定	38
	（2）今後の対処方針	38
4	その他の災害対策	38
	（1）被害の想定	38
	（2）今後の対処方針	38
第5章 活用計画		
1	公開その他の活用の基本方針	42
2	公開計画	42
	（1）建造物の公開	42
	（2）関連資料の公開	42
	（3）新たな機能の付加	43
	（4）安全管理及び公開時の留意事項	43
3	活用計画	45
	（1）計画条件の整理	45
	（2）アクセス	45
	（3）施設整備計画	46
	（4）外構及び周辺整備計画	47
	（5）管理・運営計画	47
4	実施に向けての課題	48
第6章 保護に係る諸手続		
1	保護に係る主な諸手続一覧	53
2	現状変更等・修理について	54
	（1）現状を変更しようとする場合	54
	（2）修理の措置の範囲	54
	（3）保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合	55
3	保存活用計画に関する手続	55
4	計画区域における環境保全に関連する行為	55
5	関連法令	55
	県政記念館条例	56

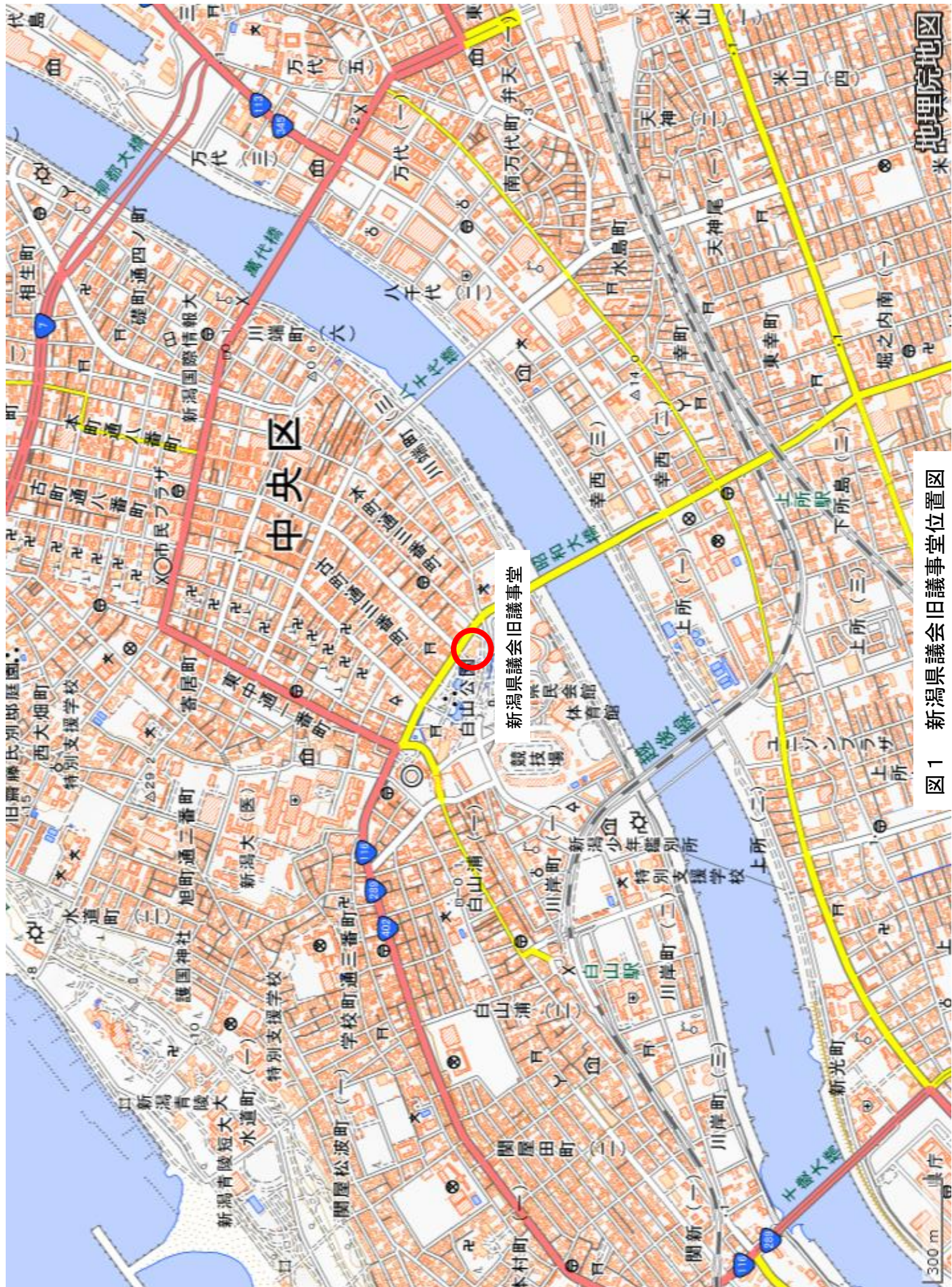


图1 新潟県議会旧議事堂位置图

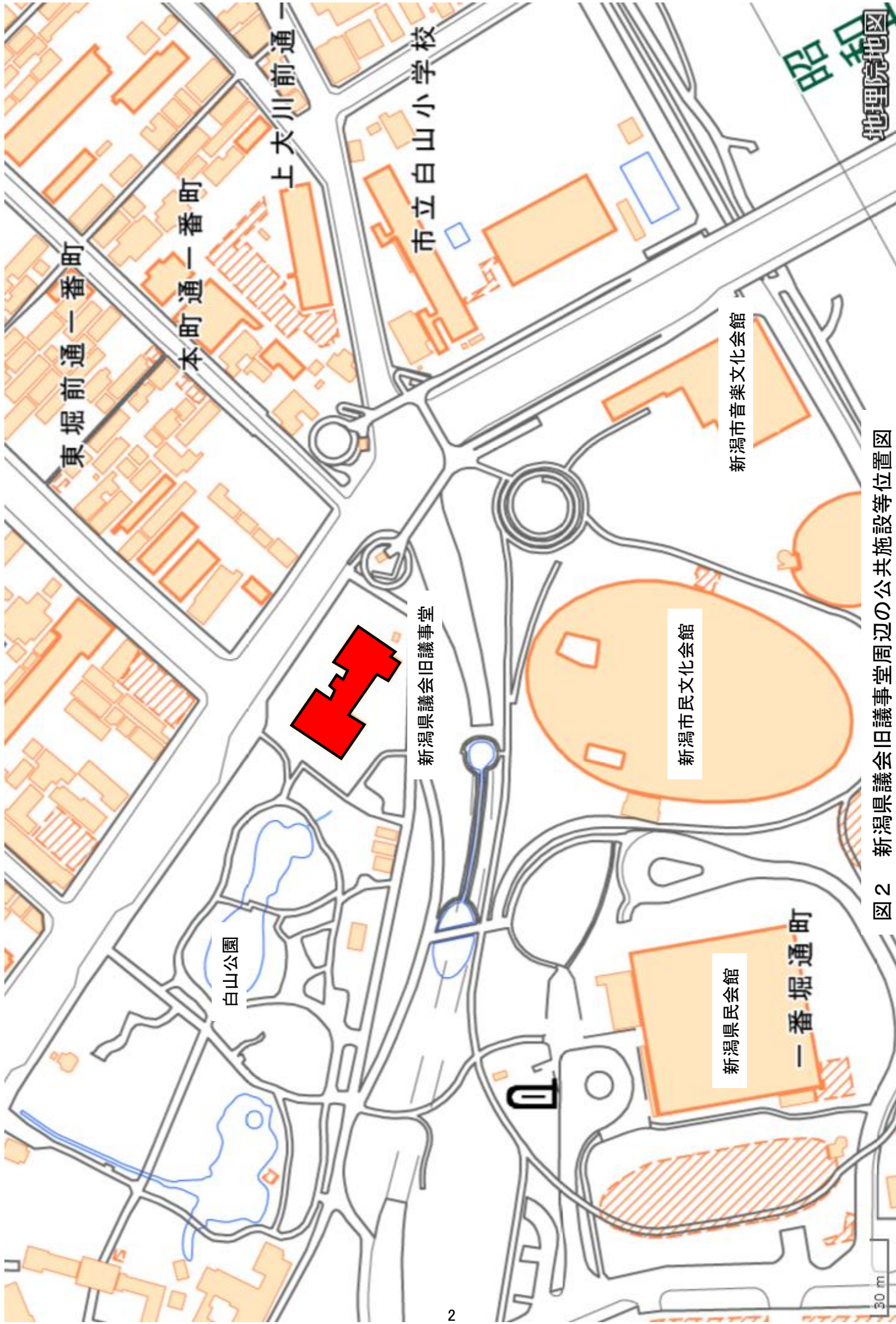


図2 新潟県議会旧議事堂周辺の公共施設等位置図

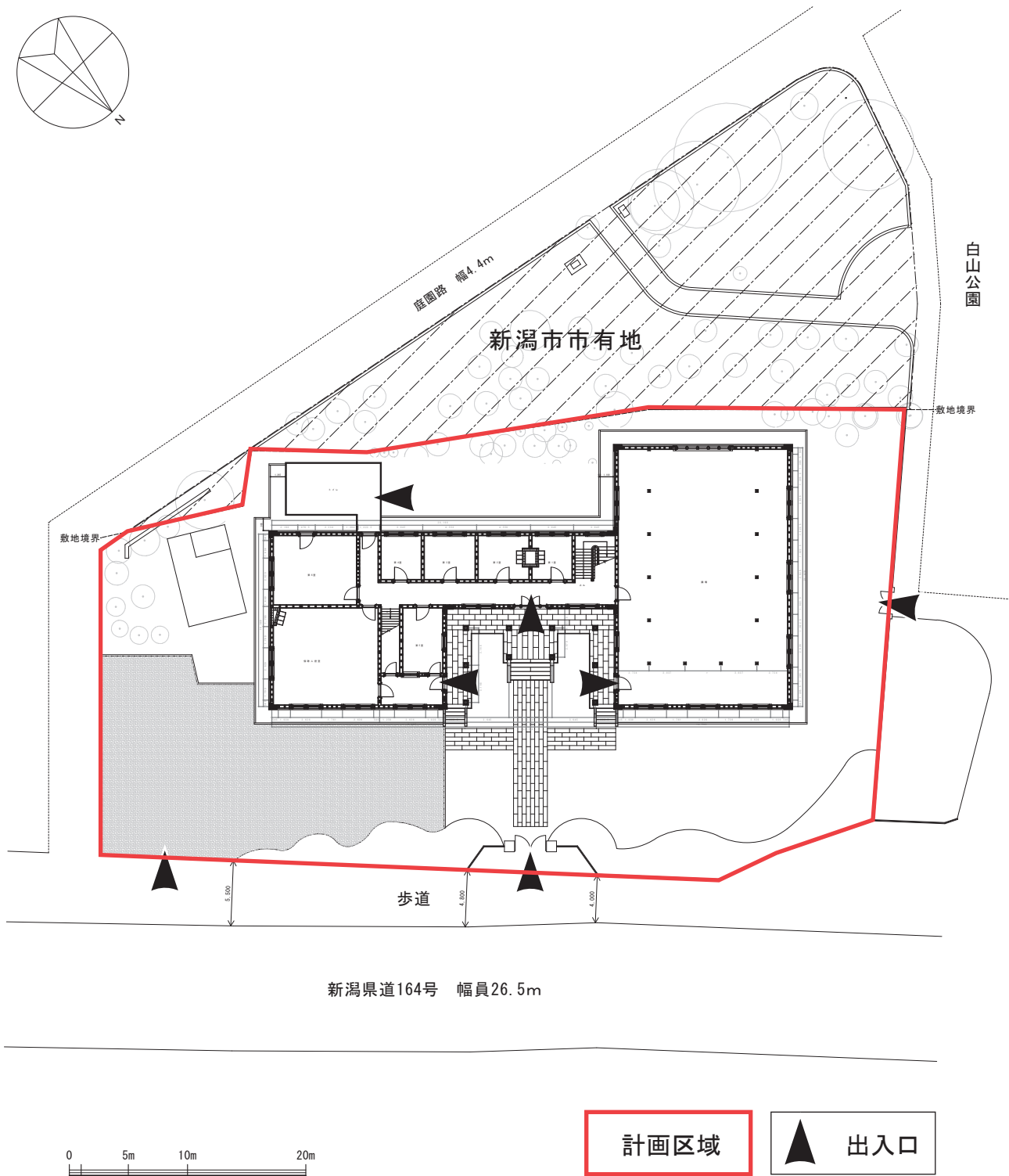
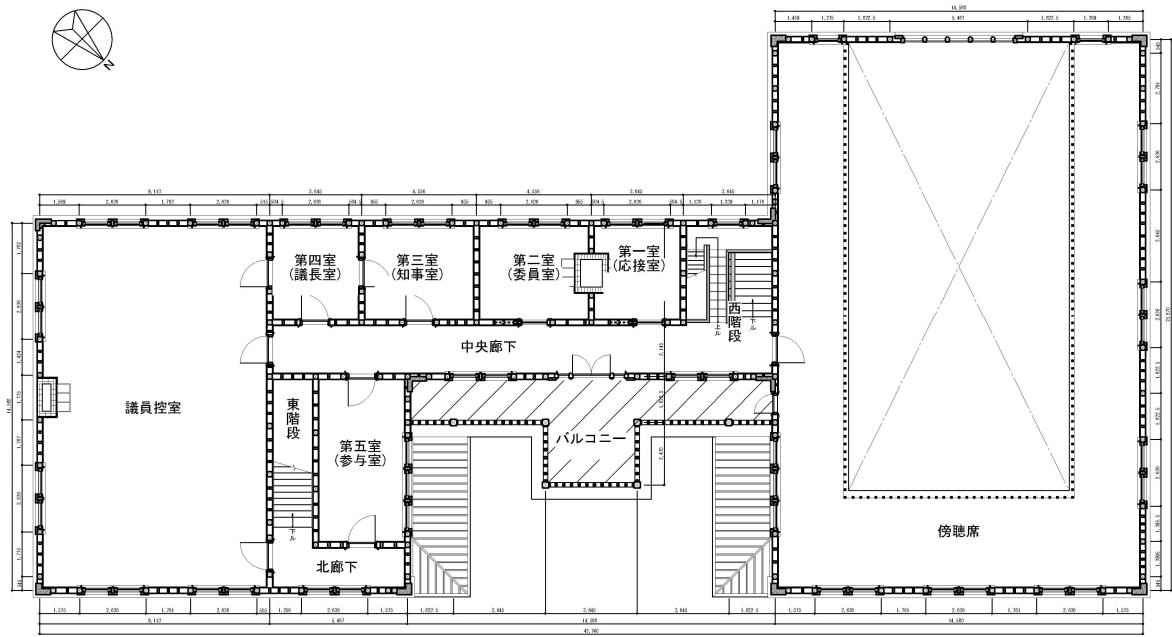
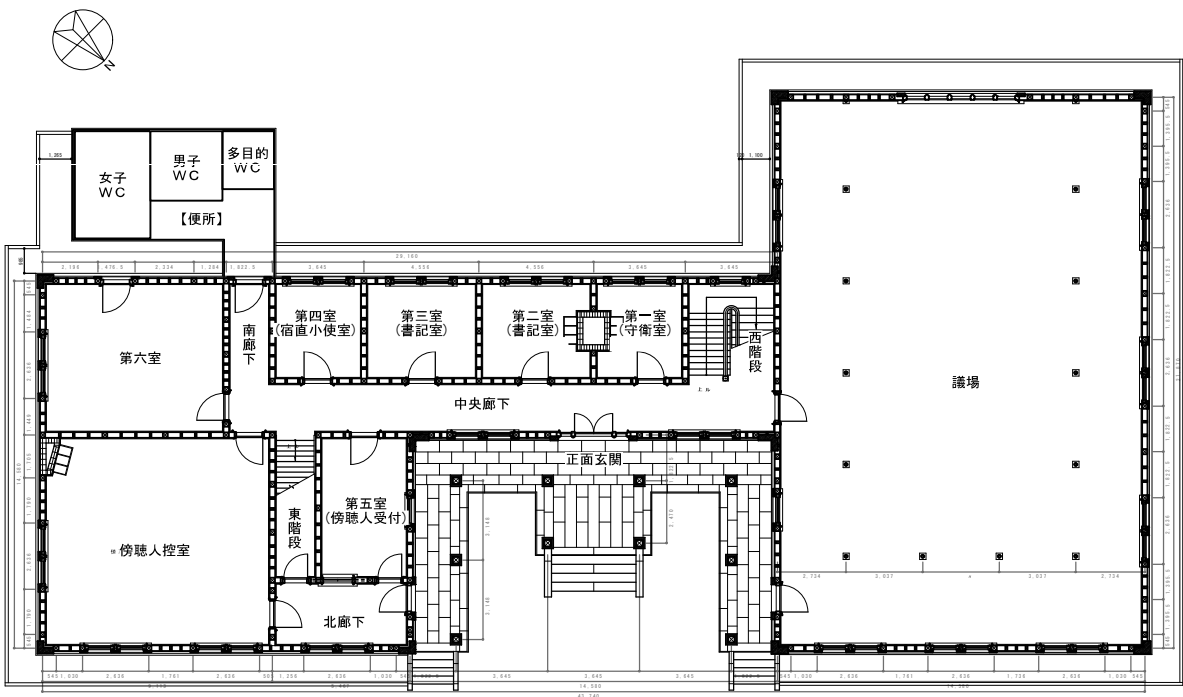
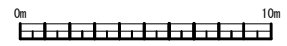


图3 敷地配置图



2階平面図



1階平面図



図4 1・2階平面図および部屋名称

第1章 計画の概要

1 計画の作成及び改訂

(1) 保存活用計画の名称 重要文化財(建造物)新潟県議会旧議事堂保存活用計画

(2) 計画の作成

ア 作成年月日 平成16年1月

イ 作成者 新潟県教育委員会文化行政課

(3) 計画の改訂

ア 改訂年月日 令和8年4月1日

イ 改訂者 新潟県観光文化スポーツ部文化課

2 文化財の名称等

(1) 重要文化財(建造物)の名称等

ア 名称・員数 新潟県議会旧議事堂 1棟

イ 指定年月日 昭和44年3月12日(建第1704号)

ウ 所在地 新潟市中央区一番堀通3番地3号

(2) 重要文化財(建造物)の構造及び形式

木造、建築面積679.1㎡、2階建、棧瓦葺、中央部一部3階及び八角塔屋付
附(ついたり)棟札(明治15年12月10日)2枚

(3) 所有者の氏名及び住所

ア 所有者 新潟県(代表者 新潟県知事)

イ 所有者の住所 新潟市中央区新光町4番地1

ウ その他 文化財保護法に規定される管理責任者、管理団体ともなし

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成(保存活用計画の対象区域)

ア 文化財を構成する物件 議事堂建築 1棟

附棟札(明治15年12月10日)2枚

イ 一体となって価値を形成する物件 敷地 2,186.49㎡

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

新潟県議会旧議事堂は、明治13年の新潟大火において、県庁舎内にあって議事堂として使用していた館内会所が類焼したため、火災の憂いのない信濃川を臨む白山公園の北東の隣接地に建設された。当初、公園と接する西側を除き、建物の三方を囲うように接していた河川や堀割は埋め立てられ、現在は一般道路などにな

っているが、植栽、遊歩道等の整備が充実したことにより、同公園の一角に位置する様相を呈する。なお、白山公園は平成 30 年 10 月に名勝に指定されている。

イ 創立・沿革

新潟県議会旧議事堂は、県令永山盛輝の主唱により、県会の賛同を得て明治 15 年 5 月に建設に着手し、翌年 3 月に完成した。約 37,000 円の工費を投じ、本県出身の新進建築家・星野総四郎が起用されて設計・監督に当たった。

以来、50 年にわたり県政審議の殿堂として利用されたが、昭和 7 年、新設の県庁舎内に議場が移され、当初の使命を終える。

その後は、郷土博物館、海軍宿舎、県庁分館などに利用されたが、昭和 47 年から同 49 年までの間、半解体修理を行い、建設当初の姿を回復した。

ウ 施設の性格

昭和 50 年 4 月から「新潟県政記念館」として、県政関連資料等を展示し、一般公開している。また、コンサート等のイベントや撮影会の会場としても利用されている。

エ 主な改造時期とその内容

半解体修理時の調査と関連文献資料により、二度の大規模な改造が判明しているが、いずれの改造も昭和 47 年から同 49 年の修理の際、現状変更の許可を得て建設当初の姿に復したため、現存しない。

実施年度	概要
大正 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ・議場の東西両側面と北面の三面に設けてあったギャラリー(傍聴席)の幅を半分に縮小、南面にもギャラリーを増設 ・漆喰外壁をペンキ塗下見板に改造
昭和 7 年	<ul style="list-style-type: none"> ・1階正面の各個室の間仕切りを撤去し、旧間仕切り位置に2階床を支持するためのアーチを設置 ・大正 6 年の改造によりペンキ塗下見板となった外壁をさらにラス張り下地のモルタル塗りに ・3階正面の両端嵌殺窓をモルタル塗壁とし、軒垂飾りを撤去 ・玄関ポーチ及びベランダ廻りの軒垂り、鎧欄間を撤去
昭和 47～49 年	<ul style="list-style-type: none"> ・半解体修理を行い、建設当初の姿へ復旧(現状変更許可)
昭和 62 年	<ul style="list-style-type: none"> ・東棟背後に接続して便所を増築

(3) 文化財の価値

新潟県議会旧議事堂は、本県西蒲原郡巻村(現新潟市西蒲区)出身の建築家・星野総四郎の設計及び監督によって、明治 16 年 3 月に完成した。

建物は木造 2 階建(一部 3 階建)で、隅石及び窓周りに県内産の谷沢石(東蒲原郡津川町産)を用いており、議事堂背後の信濃川をテムズ川に見立て、議事堂を英国国会議事堂に擬したものと伝えられている。中央の八角塔屋は当初設計になかったが、工

費を追加して増築したもので、建築当時、塔屋からは新潟の町並みが一望できたといわれ、現在も建物の外観上、象徴的な部分となっている。

本議事堂の設計は、東京京橋木挽町にあった明治会堂に倣ったものといわれ、左翼には傍聴人控室及び議員控室をそれぞれ1階、2階に置き、右翼には議場を設けている。

議場は2階天井まで吹き抜けで、議長席後背面を除く三周に鑄鉄柱で支持するギャラリーを設け傍聴席としている。この両翼部分の小屋は梁間8間(14.4m)にわたる大トラスが架けられている。その妻を正面に見せ、立面意匠上、外観の単調さを救っている。外壁は漆喰塗で、左右両翼の大きな切妻屋根には透かし線形をつけた破風や擬宝珠風の棟端飾りを備えており、外観上の特徴となっている。

本議事堂は明治初期の府県議会議事堂としては唯一の遺構であるとともに、在来大工の施工による正式の洋風建築として貴重である。また構造的にも、8間スパンのクイーンポストトラスを有するなど見るべきものがあり、重要である。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

実施年度	概要	詳細
昭和47～49年	【国庫補助事業】 半解体修理(建設当初の姿に復旧) 防災施設設置(防災施設:屋内消火栓5基、屋外消火栓3基、貯水槽、自動火災報知設備、避雷設備)	4(2) 参照
昭和53年	【県単費事業】 外壁胴蛇腹漆喰補修、水切加工	
昭和54年	【県単費事業】 議場及び東・西階段の絨毯敷設、東階段の手すり設置	
昭和56年	【県単費事業】 外部ペイント全面塗り替え	
昭和60年	【国庫補助事業】 外壁漆喰の掻き落とし、塗り替え(胴蛇腹、軒蛇腹を除き、中塗りまで)	
平成3年	【県単費事業】 議場他屋根破風・瓦補修、議長席裏の壁塗り替え 議場ギャラリー受金具・鉄柱塗り替え、建物内部木部塗装 管理室の天井紙張替え・壁塗装・床貼替え 煙突部紡錘工事、芝張捕植	
平成4年	【県単費事業】 議場、1階第五室、内壁漆喰上塗り替え	
平成10年	【県単費事業】 建物老朽化に伴い建物診断調査実施	

実施年度	概要	詳細
平成 15 年	【県単費事業】 不同沈下顕在化に伴い建物診断調査実施	
平成 16 年	【県単費事業】 新潟県議会旧議事堂(新潟県政記念館)保存活用計画策定	
平成 16 ~ 18 年	【国庫補助事業】 基礎補強工事、毀損部分修理工事(木工事等)	4(3) 参照
平成 24 年	【県単費事業】 漆喰修理、竪樋補修	
平成 25 年	【県単費事業】 八角塔屋の雨受けパイプの補修、避雷針固定金具修理	
平成 26 年	【県単費事業】 ガラス修理、出入口鍵修理、雨樋補修、1階通路軒天井仮修繕	

(2) 昭和 47 ~ 49 年の半解体修理事業(国庫補助事業)

文化庁指導のもと、公益財団法人文化財建造物保存技術協会の設計監理(工事監督:松田良助・工事主任:工藤満)により、基礎部、小屋組、軸部構造材を除く屋根、野地、内外壁面、天井、床廻り及び正面ポーチ、ベランダ、3階を全て解体し、解体調査によって判明した資料に基づき復原整備の現状変更を行い、保存工事とした。

復原に係る現状変更の調査指導は文化財調査官工藤圭章、技術指導は文部技官伊原恵司が担当した。

修理工事の概要は、以下のとおり。

- ・基礎一部補強工事
- ・土台取り替え工事
- ・嵩上げ工事...柱根継ぎ施工のための建物全体の嵩上げ
- ・石工事...隅石、窓枠、正面床敷石等
- ・木工事...補足木材及び補強金物を含む
- ・屋根工事...土居葺き、瓦葺き、銅板葺
- ・左官工事...内外壁全面と一部天井の漆喰塗
- ・建具工事...建具の補修・新補
- ・天井紙貼工事...和紙貼り
- ・鋳工事...軒樋、棟端飾等
- ・電気工事...電線管、配線、電灯器具取り付け等
- ・塗装工事...油性ペイント塗り、漆塗り
- ・煉瓦工事...暖炉用煙道復旧
- ・床貼工事...床ロンリューム貼り、絨毯敷き
- ・カーテン工事
- ・雨落溝及び配水管敷設工事
- ・防蟻防腐工事

・雑工事

(参考:『重要文化財新潟県議会旧議事堂修理工事報告書』昭和49年3月)

(3) 平成16～18年の保存修理工事(国庫補助事業)

文化庁指導のもと、公益財団法人文化財建造物保存技術協会の設計監理により、不同沈下の進行を防ぐための基礎の補強工事を行った。建物の外周に連続して支持基礎(GL-1.7m程度)まで達する柱状改良工法(ソイルセメントコラム、径1m)を行った。ソイルセメントコラムは千鳥に配し、コラム頂部に地中梁を新設し、そこから跳出しの地中梁を設け、煉瓦布基礎を受ける構造とした。また、建物内部に土間コンクリート(厚15cm)を打設した。

このほか修理工事の概要は、以下のとおり。

- ・基礎工事...正面石段・玄関ポーチ石敷・正面通路石敷・周囲雨落石・玉砂利等解体、復旧
- ・木工事 ...1階床・野地・塔屋外壁・バルコニー手摺解体等
- ・屋根工事...棧瓦葺・銅板葺・煙突周り水切補修
- ・左官工事...漆喰壁解体、塗り直し
- ・建具工事...ガラスパテ補修
- ・塗装工事...旧塗装剥離、油性ペイント塗り
- ・内装工事...床塩ビシート、議場・2階室絨毯、階段絨毯、カーテン、天井紙張り
- ・雑工事

(4) 令和4～9年の耐震補強・保存修理工事(国庫補助事業)(予定)

文化庁指導のもと、財団法人文化財建造物保存技術協会の設計監理により、地盤改良、屋根修理、解体・耐震補強、壁・石張修理、内装・建具修理を行う。

外壁石材の表層剥落による事故防止のため、石材は解体し再用・取替の判断を行うが、張石や樹脂あるいはモルタル充填等の補修は積極的に行わない。石材の寿命を伸ばすため再用材・取替材共に含浸強化処理を施し積み直す。そのため、軒蛇腹下の外壁は全て解体するが、隅石の解体に伴い軒蛇腹の一部を解体する。

また、妻面は下塗漆喰の水分が多かったためか、木摺を抜けて小屋内部に出ている部分がほとんど折れて落ちており、今後の耐久性に問題があるため全面解体する。

構造補強工事で軸部を固めてしまうことから、不同沈下を起こしたままの布基礎は建物を揚屋して解体し、天端を水平に積み直す。1階床組は全て解体し、腐朽した部材を取替え、カビの一因と考えられる土間コンクリート上の土砂は撤去する。屋根は棧瓦葺・銅板葺とも棟木や他の小屋材修理のため、解体し葺直す。

外部ペイント塗りは塗り直し、上げ下げガラスと嵌め殺しガラス戸は外部面、内部面とも塗り直し。これらの工事を施工するため、建物の雨養生として素屋根を設ける。

(5) 活用履歴

半解体修理により、建設当初の姿に復元された建物は、昭和50年4月から新潟県の近代における県政のあゆみや関連資料を展示する「新潟県政記念館」として活用している。

平成18年のリニューアルオープン以降、指定管理者制度を導入し、令和4年の休館までは、指定管理者の自主事業として、コンサート、講演会、ダンス・パフォーマンス、展示会、模擬議会、会議等への貸館などの活用を行っていた。以下に主な活用履歴を示す。

実施年月	概要
昭和50年4月～	「新潟県政記念館」として一般公開
平成10年12月	「新潟市都市景観大賞」受賞
平成13年8月	「開港5都市景観まちづくり会議新潟大会」会場
平成14年9月	親と子の建築講座「カメラを持って重要文化財を探検しよう」会場
平成18年11月	リニューアル開館、指定管理者制度導入
平成21年9月	新潟県政記念館コンサート「無限に広がる音空間・バッハの世界」
平成29年6月	Noizm2 夏の特別講演「よるのち」
平成30年10月	「がたふえす(新潟アニメ・マンガフェスティバル)vol.9 コスプレスペシャル」
平成30年11月	白山小学校6年生による子ども議会
令和元年10月	「第6回 県政記念館と生け花」
令和2年4月18日～5月10日	新型コロナウイルスのため臨時閉館
令和2年10月	一般社団法人新潟青年会議所「第10回理事会」会場
令和3年11月	新潟県警 音楽隊コンサート
令和4年12月～	耐震補強・保存修理工事に伴い休館
令和5年10月	修理直前特別公開&ミニコンサート(にいがた秋の文化財一斉公開)
令和6年10月	修理現場特別公開(にいがた秋の文化財一斉公開2024)
令和7年10月	修理現場特別公開(にいがた秋の文化財一斉公開2025)
令和10年(予定)	耐震補強・保存修理工事完了、再オープン

指定管理者の履歴

平成 18～20 年度	セコム上信越株式会社・新潟県社会教育協会共同事業体
平成 21～令和 4 年度	新潟県政記念館運営グループ（株式会社新潟ビルサービス・新潟市上古町商店街振興会）

（ 6 ）来館者数の推移

来館者数は近年 15,000 人程度で推移し、令和 2・3 年度はコロナ禍の休館などで半減したものの、令和 4 年度は県内からの来館者を中心に持ち直しが見られた。ただし、国外からの来館者の回復は鈍く、令和 10 年度の再オープンに向けて、コロナ禍前に一定数見られたアジア圏を中心とした解説の多言語化が求められる。

また、年齢別の内訳をみると、小学生から高校生の割合はが 2 % 台と低調である。県政審議の殿堂という本建造物が果たしてきた役割を踏まえると、児童・生徒の市民意識を育み、県政を身近に感じられる展示や活用の展開が望まれる。

来館者数の推移（全体）

年度	内訳	国内			国外	計
		県内		県外		
		市内	市外			
平成 30 年度		7,580	1,361	6,402	457	15,800
令和元年度		5,746	1,625	7,707	459	15,537
令和 2 年度		3,874	928	2,877	16	7,695
令和 3 年度		4,087	1,077	3,576	21	8,761
令和 4 年度 (11 月まで)		4,686	1,103	5,593	45	11,427

来館者数の推移（国別）

年度	順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	計
		平成 30 年度	台湾(162)	韓国(52)	中国(47)	香港(45)	
令和元年度		台湾(146)	香港(59)	米国(42)	中国(31)	韓国(30)	459
令和 2 年度		中国(4)	フィリピン・トルコ・フランス(2)		台湾他(1)		16
令和 3 年度		米国(5)	フィリピン他(2)				21
令和 4 年度 (11 月まで)		ドイツ(8)	台湾(6)	オーストラリア(5)	香港他(3)		45

来館者数の推移（年齢階層別）

年度	内訳						
	幼児	小学生	中学生	高校生	大学・ 専門	一般	計
平成 30 年度	161	398	388	576	547	13,730	15,800
令和元年度	146	407	315	479	471	13,719	15,537
令和 2 年度	160	172	77	281	281	6,724	7,695
令和 3 年度	202	266	201	170	334	7,588	8,761
令和 4 年度（11 月まで）	139	399	378	154	310	10,047	11,427
計	808	1,642	1,359	1,660	1,943	51,808	59,220
割合	1.4%	2.8%	2.3%	2.8%	3.3%	87.5%	100.0%

5 保護の現状と課題

（1）保存の現状と課題

- ・平成 28・29 年に実施した耐震診断で、大地震等に対して耐震性能が大きく不足している診断結果が出されたことを受け、令和 4 年度から令和 9 年度までの予定で耐震対策・保存修理工事を実施している。これにより、保存に関する課題は当面解消される見込みである。
- ・今回の保存修理完了後は、定期的なモニタリングにより毀損箇所を早期に把握し、維持修理を行うとともに、適正な修理周期で根本修理を実施することで、建造物を維持していくことが必要である。

（2）防災設備の現状と課題

- ・火災感知器・火災受信機・屋内消火栓などの防火設備の多くは、平成 18 年以前に設置され耐用年数を大幅に経過しており、屋内消火栓設備の水漏れなどの老朽化が認められる。
- ・既存の防災設備については、令和 3 年 12 月に策定された文化庁の「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」及び「国宝・重要文化財（建造物）等防火対策ガイドライン」が示す防火対策に適合する設備に更新する必要がある。
- ・令和 7 年 7 月 1 日付けの新潟市中央消防局の指導により、新潟県政記念館の用途について、消防法施行令別表第 1 に定める 17 項（重要文化財）に加え、8 項（博物館）に準じるものとして設備を整備する必要がある。

（3）活用の現状と課題

ア 設備に関する現状と課題

- ・50 年前に設置されたトイレは老朽化が進行しており、和式を無理に洋式化した箇所では個室が 1 m × 1 m と狭く、便器に座ると壁に膝が付き、前かがみになってから立ち上がることができない。

- ・敷地通路と出入口の間に約 90 cmの段差があることや、建物内に昇降機がないことから、高齢者や車いすの来館者が利用しにくい。
- ・館内には冷暖房設備がなく、夏季及び冬季は過酷な環境となる。
- ・来館者の利便性を向上させるため、動線や展示、便益施設のユニバーサル化や空調設備の設置が必要である。

イ 展示に関する現状と課題

- ・館内各室には、建物の沿革や特徴を説明する資料、県政関係資料、文化財関係資料等を展示しており、一部更新も行っているが、展示開始から約 50 年が経過したことで内容が陳腐化しており、建物の価値や県政のあゆみが理解しづらいものとなっている。
- ・解説パネル等の退色により高齢者や身体障害者による視認性が低下している。
- ・館内に展示物が分散しており、統一感に欠ける。
- ・児童・生徒や一般の方が理解を深められるよう、展示構成を再編し、建物の歴史や県政のあゆみについて、わかりやすい展示に改修する必要がある。

6 計画の概要

(1) 計画区域

新潟県議会旧議事堂敷地の範囲とする（図3参照）

計画区域は、重要文化財建造物と一体となってその価値を形成している敷地全体（2,186.49 m²）を対象とする。この区域は、建造物の保存修理や維持管理、防災活動の実施に不可欠であるとともに、名勝白山公園との歴史的景観を維持し、来館者の安全確保と円滑な活用のために必要な範囲であるため、一体的に保存を図る区域として設定する。

(2) 計画の目的

新潟県議会旧議事堂は、国内に現存する唯一の明治初期の府県議会議事堂として学術的に重要であるだけでなく、県民が身近に接することのできる文化財建造物である。国指定名勝の白山公園の南東に位置し、一帯が明治初期の歴史的風致を形成している。また、周囲には劇場や音楽堂などの文化施設もあり、市内屈指の文化的エリアとして海外を含む多くの来訪者がある。

これらのことから、国内洋風建築の黎明を伝え、身近に接することのできる文化財建造物として保存するとともに、防災や活用施設の利便性向上を図り、引き続き一般公開し、広く県民に親しまれる建物として活用できるように一層の活用を図る。

(3) 計画の骨子

ア 建物の保存修理について

昭和 47～49 年の半解体修理により復原された建設当時の姿を良好な状態で保存することを計画の基本とする。

イ 防災設備について

- ・老朽化した防災設備は、文化庁の各種指針やガイドラインに適合するものに更新する。
- ・消防法施行令による建物の用途を踏まえ、不足する設備を新設する。
- ・防犯対策として外周部を警戒する炎感知器を新設する。

ウ 活用（設備整備）について

- ・トイレは身体障害者や高齢者が使用しやすいものに更新する。また、多目的トイレにベビーチェアを設置する。
- ・電気式エアコンを設置し、これまで気候的制約により利用者が減少する傾向にあった夏季・冬季においても積極的な活用を図る。
- ・出入口及び階段に昇降機を設置し、1名で来訪した身体障害者や高齢者もスタッフの介助により全館を見学できるようにする。

エ 活用（展示・施設利用）について

- ・小学校高学年が無理なく理解できる内容を基本に、文字については視認性を高め、新潟県議会旧議事堂や県政の歴史をわかりやすく伝える展示とする。また、デジタルサインやVR技術、音声案内などを利用し、視聴覚に訴える展示を検討する。
- ・コロナ禍前には中国語・英語・韓国語圏から一定数の来場者があったことを踏まえ、解説の多言語化を行う。
- ・各部屋の利用目的を整理し、展示機能を集約化して、多様な活用との調和を図る。

（４）計画策定に係る指導

県文化課では、令和6年度に「新潟県議会旧議事堂防災・活用設備等整備検討会」を2回開催し、有識者からの指導・助言をもとに計画の骨子を作成した。

委員 金子 淳嗣(新潟市立白山小学校校長)

鈴木 恵子(株式会社新潟ビルサービス取締役・平成21～令和4年度指定管理者)

平山 育男(長岡造形大学学長・県文化財保護審議会委員)

事務局 県観光文化スポーツ部文化課

新潟県議会旧議事堂保存活用計画骨子

目指す姿

- 県政審議の殿堂として重要な使命を果たした建物を大切に保存するとともに、全国に誇れる県民共有の財産を優れた文化財として将来に伝える。
- 来館者が建物の特徴や新潟の歴史・文化を容易に理解できるようにするとともに、魅力ある利便性の高い公開施設とすることにより、来訪者の増加や児童生徒の教育活動、県民の文化活動など、多様な活用につなげる。

《方針》

《現状・課題》

《計画》

保存

明治初期の府県議会議事堂唯一の遺構として建設当時の姿で保存する。

建造物としての防災上の安全を確保する。

これまで逃していた潜在的な入館需要を捉える。

建物の価値を損なわないように留意しながら入館者に建物の特徴や新潟の歴史・文化を端的に伝える。

児童生徒による校外学習等の好教材とする。

立地を活かした県民の集いの場を目指すとともに、リピーターを獲得する。

耐震対策・保存修理工事の完了
(R9)

防災設備の不足・老朽化

活用設備の不足・老朽化

ユニバーサルデザインへの未対応

日常的維持管理
小修理の継続

既存設備の更新
不足設備の新設
防犯・防火機能の拡充

展示の更新
部屋ごとの活用方法の明確化
空調設備の新設

トイレの更新
段差解消機・階段昇降機の新設
展示・サインの多言語化

活用

第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 保存の現状

第1章4・5に記した通り、耐震性能の不足や経年劣化及び令和6年能登半島地震による毀損など、保存に関する課題は令和4年度から9年度にかけての耐震補強・保存修理工事により、当面解消される見込みである。

(2) 管理の現状

日常的な管理・点検については、開館時は県が委託する指定管理者の職員が常駐して行い、閉館時は機械警備を行っている。

2 保存管理の方針

新潟県議会旧議事堂は、昭和47～49年の半解体修理（以下、半解体修理という）の際に調査・指導に基づく復元的整備が行われていることから、同修理によって得られた現在の設計及び仕様を変更することなく、建物を保存することを計画の基本とする。

計画区域内の当該重要文化財(建造物)について、以下に示す方法により部分及び部位を設定し、保護の方針を定めることとする。

部分...文化財(建造物)の屋根、外装(各面)、各部屋を単位とする区分を指す。同区分を「保存」「保全」「その他」に設定し、各々について保護の方針を定める。
部位...一連の部材等(室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等)を単位とする区分を指す。各部分は各部位によって構成され、部位の区分を、基準1～5(別紙参照)に設定し、保護の方針を定める。

(1) 保存部分

文化財としての価値を特に有する部分で、原則として主要な構造及び外壁がこれに該当する。主に、基準1または2に属する部位によって構成される。

(2) 保全部分

建築体として維持・保全することが必要とされる部分で、改造により文化財としての原状が失われている部分、保存活用において原状に復する部分、補強等のために改造が不可欠となる部分が該当する。主に、基準2または3に属する部位によって構成される。

(3) その他の部分

活用または安全性向上のために改修等が想定される部分。主に、基準4または5に属する部位によって構成される。

- 基準 1 ...材料自体の保存を行う部位。主要な構造に係る部材、当初部材等。
- 基準 2 ...材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。定期的に材料の取り替え等を含む補修が必要な部位。
- 基準 3 ...主たる形状・色彩を保存する部位。活用または補強等のために変更が必要な部位。
- 基準 4 ...意匠上の配慮を必要とする部位。
- 基準 5 ...所有者の自由裁量に委ねられる部位。

【参考】各部分・部位関係表

部 分 部 位	保存部分 文化財として重要な価値を有する部分 (主に基準 1・2 の部位から成る)	保全部分 維持・保全することが必要な部分(主に基準 2・3 の部位から成る)	その他 活用又は安全性向上のために必要な部分(主に基準 4・5 の部位から成る)
基準 1 材料自体の保存を行う部位	・特殊な材料や仕様の部位 ・主要な構造に係る部位	・特殊な材料や仕様で特に保存が必要な部位 ・主要な構造に係る部位	・特殊な材料や仕様で特に保存が必要な部位 ・主要な構造に係る部位
基準 2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ・定期的に材料取替え等を行う補修が必要な部位	・特殊な材料や仕様で特に保存が必要な部位	・特殊な材料や仕様で特に保存が必要な部位
基準 3 主たる形状・色彩を保存する部位	・活用または補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分との調和を指し面的に広がる部位 ・主たる形状、色彩を保存する部位	・保存部分との調和を指し面的に広がる部位 ・主たる形状、色彩を保存する部位
基準 4 修理・改造等の変更に当たり意匠上の配慮を必要とする部位	・活用または補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用または補強のため、特に変更が必要な部位	・保存部分と視覚的に一体である部位 ・活用または補強のため、特に変更が必要な部位
基準 5 所有者の判断により補修等が行われる部位	・所有者の自由裁量にゆだねられる部位	・所有者の自由裁量にゆだねられる部位	・所有者の自由裁量にゆだねられる部位

(4) 部分の設定と保護の方針(図 6・7・別表参照)

新潟県議会旧議事堂は、基礎部、軸部及び小屋組を除く全部分を範囲とする半解体修理が行われ、すでに復元的整備がなされているが、同修理については、建築当初の姿を回復したものであることが記録により明確であることから、今後も通常望見できる建物内外の大部分は構造体同様に保存部分として保護することとする。

ア 外部

基本的には全体を保存部分とする。ただし、雨樋及び胴蛇腹上端のステンレス製水切(ともに半解体修理時に設置)は、その他の部分とし、必要に応じて排水・防水効果の向上を目的とした改造等に備える。

イ 内部

議場以下、各室、廊下、東西両階段、塔屋とも建築当初の設計に復しており、改造を要する部分はないことから、基本的には全体を保存部分とするが、管理上または公開上の理由から床面は保全部分とし、各室照明器具はその他部分とする。

(5) 部位の設定と保護の方針(図8・9・別表参照)

各部位の設定にあたっては、基本的にその部位が構成する部分の保護方針に準ずるものとするが、一部管理上の理由等から改造等が必要な部位や当初品が設置または装飾されている部位については個別に設定する。

ア 外部

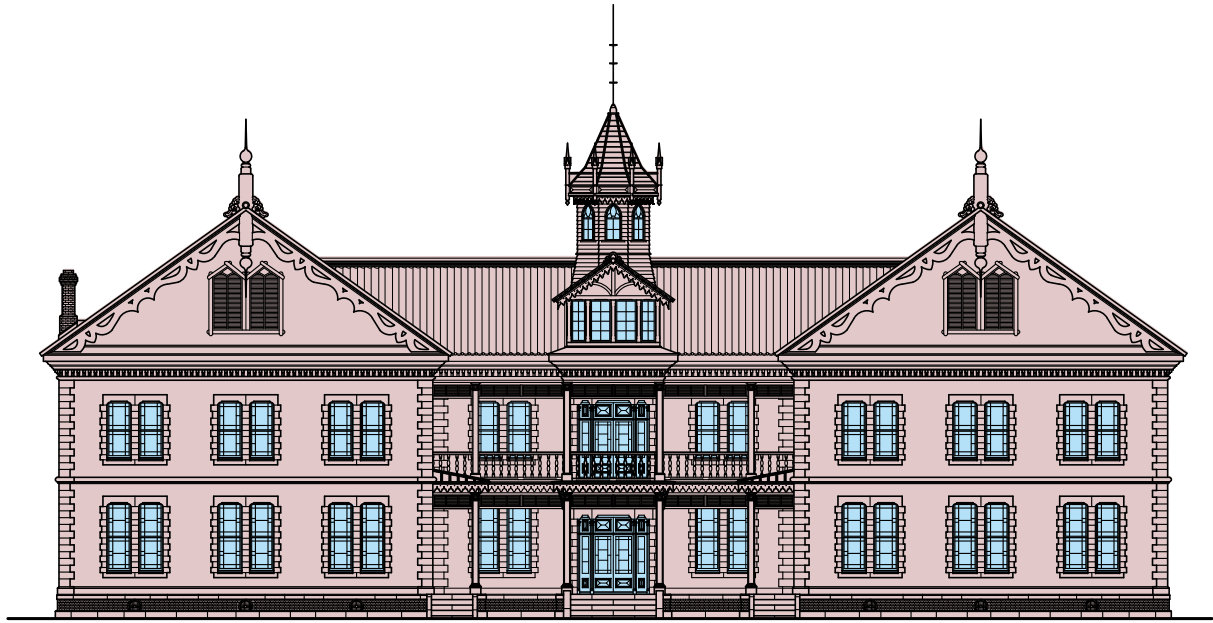
- ・屋根(煙突含む)、外壁は基本的には基準2とし、補修の際には、材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存が必要な部分として保護する。
- ・開口部建具は基準3とし、防犯・防水上の改修等があった場合には周囲との調和を維持する。
- ・バルコニーは基準2とするが、床面のみ排水・防水上の改良が想定されるため基準3とする。
- ・雨樋、胴蛇腹上端水切、塔屋頂上突針(半解体修理時に避雷針機能を備えた真鍮製パイプに改変)は基準4とし、必要に応じて各機能の維持・向上を図ることができるようにするとともに、意匠上も配慮する。

イ 内部

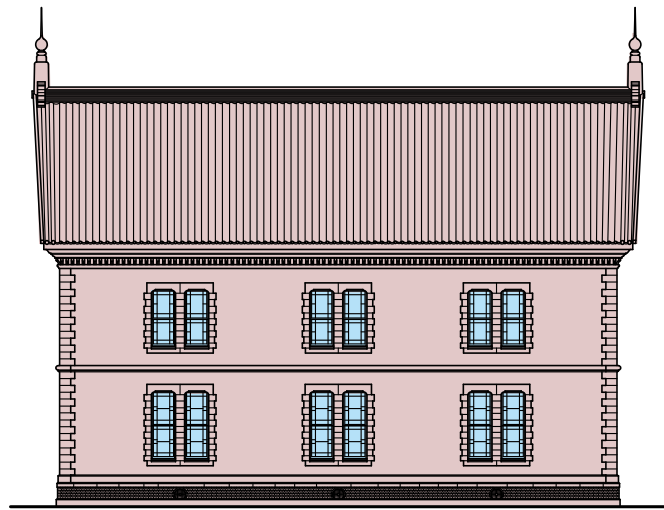
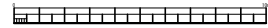
- ・基本的に壁面及び天井は基準2とし、補修の際には、材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存が必要な部分として保護するが、1階の第一室、第二室、及び第五室の天井中心飾り等は、当初品が再用されていることから基準1とする。
- ・基本的に開口部建具(半解体修理時に60/180か所を新調)は基準2とするが、外部に面するものについては基準3とする。
- ・基本的に床面(半解体修理時に全て貼り替え)は基準3、照明器具(半解体修理時に全て新調)は基準4とする。

ウ 備考(便所)

便所は半解体修理後の増築であり、指定対象外物件であるが、保存部分と視覚的に一体であることから、外部は基準4、内部は基準5とし、意匠上配慮する。



正面図



西側面図

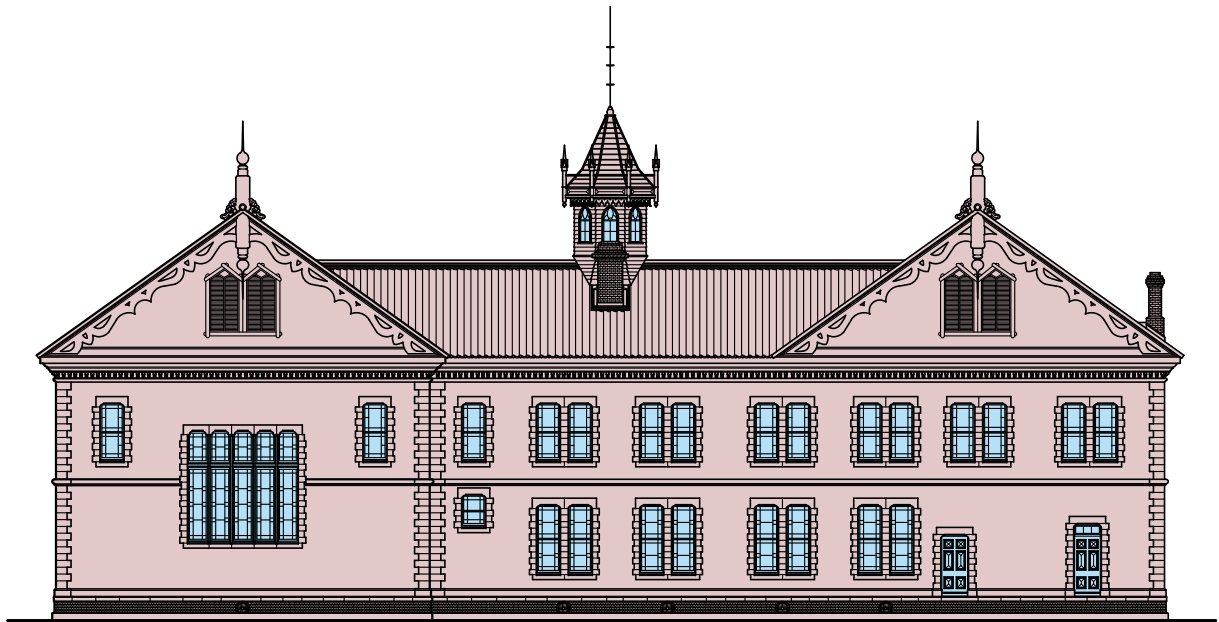


凡例

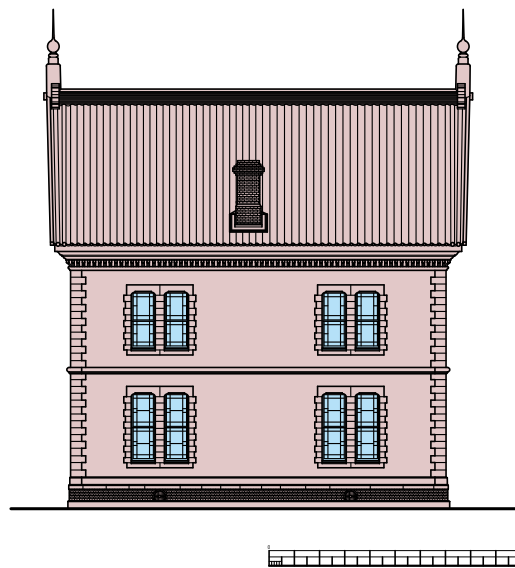
- 保存部分 主に基準1または2に該当
- 保全部分 主に基準2または3に該当
- その他部分 主に基準4または5に該当

- 基準1…材料自体の保存を行う範囲
- 基準2…材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
- 基準3…主たる形状及び色彩を保存する部位
- 基準4…意匠上の配慮を必要とする部位
- 基準5…所有者等の自由裁量にゆだねられる部位

図6 建造物の保存にかかる部分の設定（外部）（1）



背面図



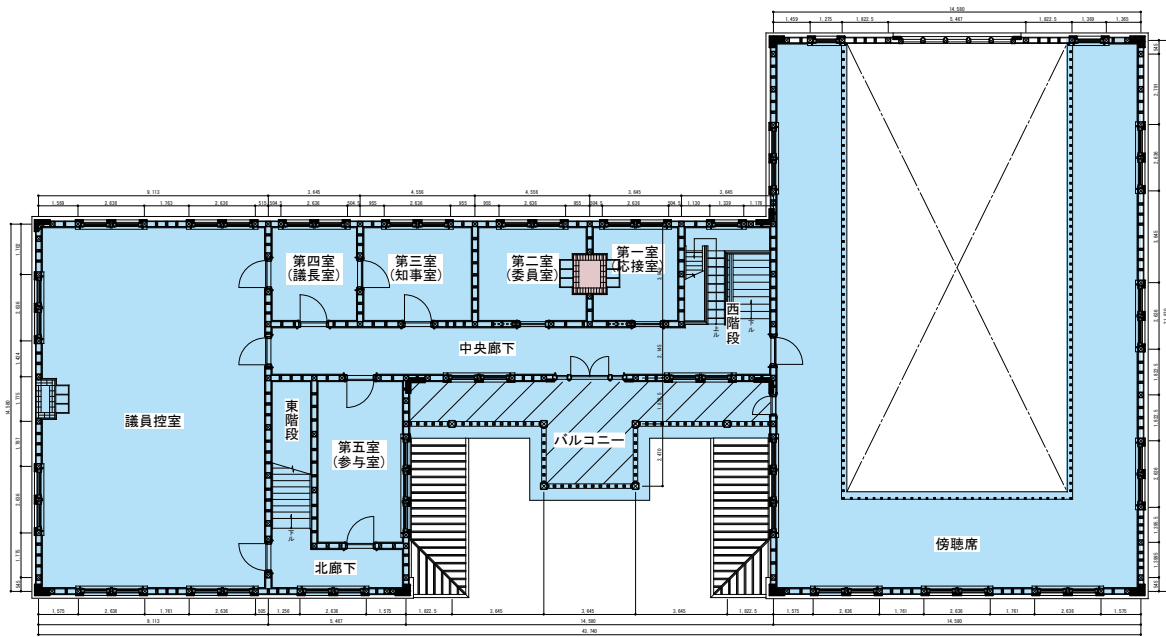
東側面図

凡例

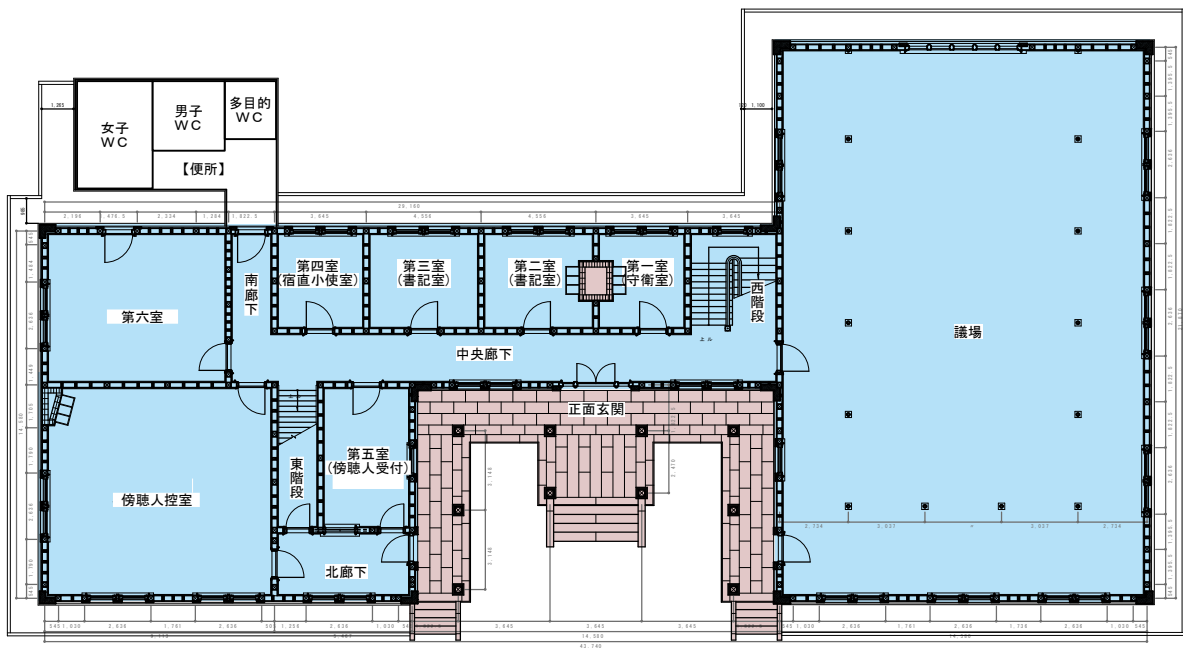
- 保存部分 主に基準 1 または 2 に該当
- 保全部分 主に基準 2 または 3 に該当
- その他部分 主に基準 4 または 5 に該当

- 基準 1…材料自体の保存を行う範囲
- 基準 2…材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
- 基準 3…主たる形状及び色彩を保存する部位
- 基準 4…意匠上の配慮を必要とする部位
- 基準 5…所有者等の自由裁量にゆだねられる部位

図 7 建造物の保存にかかる部分の設定（外部）（2）



2階平面図



1階平面図

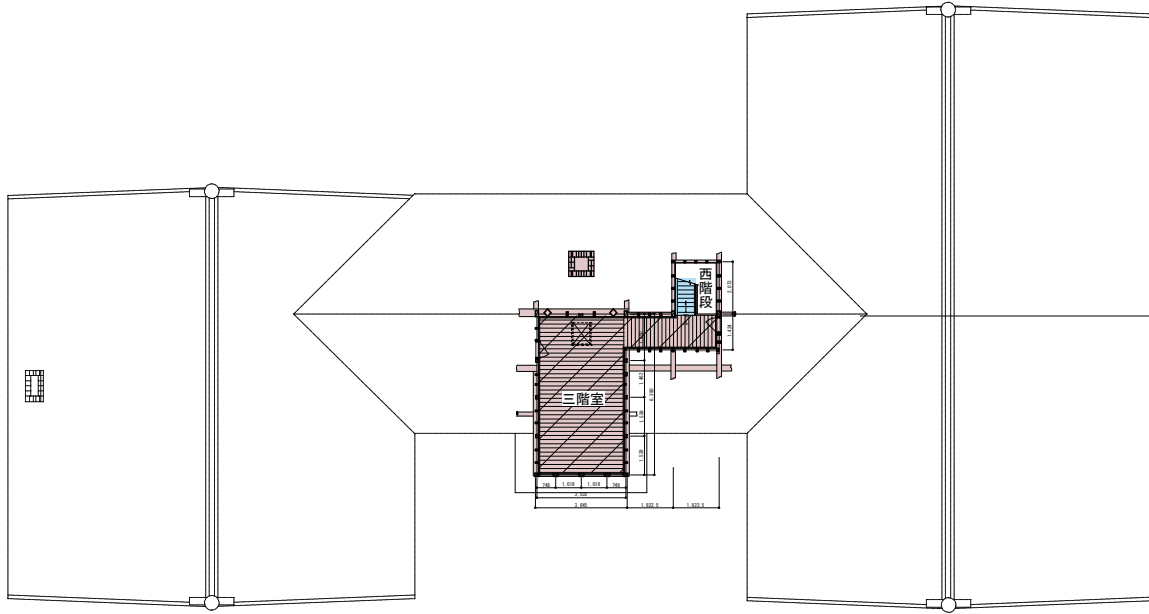


凡例

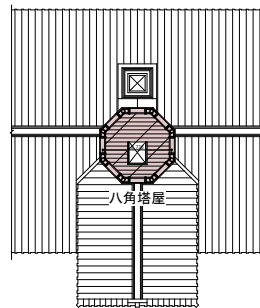
- 保存部分 主に基準1または2に該当
- 保全部分 主に基準2または3に該当
- その他部分 主に基準4または5に該当

- 基準1…材料自体の保存を行う範囲
- 基準2…材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
- 基準3…主たる形状及び色彩を保存する部位
- 基準4…意匠上の配慮を必要とする部位
- 基準5…所有者等の自由裁量にゆだねられる部位

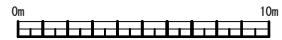
図8 建造物の保存にかかる部分の設定 (内部) (1)



3階平面図



塔屋平面部



凡例

- 保存部分 主に基準1または2に該当
- 保全部分 主に基準2または3に該当
- その他部分 主に基準4または5に該当

- 基準1…材料自体の保存を行う範囲
- 基準2…材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
- 基準3…主たる形状及び色彩を保存する部位
- 基準4…意匠上の配慮を必要とする部位
- 基準5…所有者等の自由裁量にゆだねられる部位

図9 建造物の保存にかかる部分の設定（内部）（2）

部分・部位別保護方針

部分	区分	部位	基準	仕様・摘要		
外部	外壁	保存	基礎	1	レンガ積み	
			1～3階	2	漆喰仕上げ/隅及び開口部枠、角礫凝灰岩積み合わせ	
			胴蛇腹	2・4	漆喰仕上げ/ステンレス水切り...基準4	
			軒蛇腹	2	漆喰仕上げ	
			開口部建具	3	木製(窓・ガラス入)、オイルペイント	
	煙突外壁	保存	中央煙突	2	赤煉瓦、イギリス積み	
			東棟煙突	2	赤煉瓦、イギリス積み	
	屋根	保存	中央棟	2	棧瓦葺	
			東棟	2	棧瓦葺/妻飾り付	
			西棟	2	棧瓦葺/妻飾り付	
			各軒谷部	3	銅板流し葺	
			胴蛇腹	2	銅一文字葺	
	ベランダ	保存	庇	2	瓦棒葺	
			床面	2	花崗岩(渡瀬みかげ)	
			天井	2	漆喰仕上げ	
			柱	3	木製、オイルペイント	
	玄関ポーチ	保存	床面	2	花崗岩(渡瀬みかげ)	
			柱	3	木製、オイルペイント	
		その他	照明器具	4	丸型蛍光灯	
	バルコニー	保存	庇	2	棧瓦葺	
			床面	3	長尺銅板	
			柱・手摺	3	木製、オイルペイント	
		その他	照明器具	4	丸型蛍光灯	
	八角塔屋	保存	壁面	2	木製下見板、オイルペイント	
			屋根	2・4	銅板段葺/頂上突針...基準4	
			開口部建具	3	木製(窓・ガラス入)、オイルペイント	
	内部 1階	議場	保存	壁面	2	漆喰仕上げ
				天井	2	和紙貼・ギャラリー下含む
開口部建具				2・3	木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3	
傍聴席支柱				1	鋳鉄製(14本のうち議長席側両端2本のみ新調)	
保全			床面	3	ロンリ्यूーム貼	
その他		照明器具	4	シャンデリア白熱灯・コードペンダント白熱灯		
傍聴人控室		保存	壁面	2	漆喰仕上げ	
			天井	2	和紙貼	
			開口部建具	2・3	木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3	
		保全	床面	3	ロンリ्यूーム貼	
その他		照明器具	4	シャンデリア白熱灯		
第1室 (守衛室)		保存	壁面	2	漆喰仕上げ	
			天井	1・2	和紙貼/中心飾り...基準1	
			開口部建具	2・3	木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3	
		保全	床面	3	ロンリ्यूーム貼	
その他		照明器具	4	シャンデリア白熱灯		
第2室 (書記室)	保存	壁面	2	漆喰仕上げ		
		天井	2	和紙貼/中心飾り...基準1		
		開口部建具	2・3	木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3		
	保全	床面	3	ロンリ्यूーム貼/煙道前石敷		
その他	照明器具	4	シャンデリア白熱灯			

部分・部位別保護方針

部分	区分	部位	基準	仕様・摘要
内部 1階	第3室 (書記室)	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 ロンリユーム貼
		その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯
	第4室 (宿直小使室)	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 ロンリユーム貼
		その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯
	第5室 (傍聴人受付)	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼/中心飾り...基準1
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 ロンリユーム貼
		その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯
	第6室	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 ロンリユーム貼
		その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯
	中央棟廊下	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 ロンリユーム貼
その他		照明器具	4 コードペンダント白熱灯	
東棟南廊下	保存	壁面	2 漆喰仕上げ	
		天井	2 和紙貼	
		開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3	
	保全	床面	3 ロンリユーム貼	
	その他	照明器具	4 コードペンダント白熱灯	
東棟北廊下	保存	壁面	2 漆喰仕上げ	
		天井	2 和紙貼	
		開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3	
	保全	床面	3 ロンリユーム貼	
	その他	照明器具	4 コードペンダント白熱灯	
西側階段	保存	壁面	2 漆喰仕上げ	
		天井	2 和紙貼	
		柱・手摺	1 木製・漆塗り/未解体部品	
		開口部建具	3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/踊場外部面のみ	
	保全	床面	3 ロンリユーム貼	
東側階段	保存	壁面	2 漆喰仕上げ	
		天井	2 和紙貼	
	保全	床面	3 ロンリユーム貼上に(滑り止め)マット敷	
内部 2階	(議場)ギャラリー	保存	手摺	2 木製・漆塗り
		保全	床面	3 ロンリユーム貼
	議員控室	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 ロンリユーム貼
		その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯

部分・部位別保護方針

部分	区分	部位	基準	仕様・摘要
内部 2階	第1室 (応接室)	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 絨毯敷(ウール40%・ナイロン30%・アクリル30%)
	その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯	
	第2室 (委員室)	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 絨毯敷(ウール40%・ナイロン30%・アクリル30%)
	その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯	
	第3室 (知事室)	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 絨毯敷(ウール40%・ナイロン30%・アクリル30%)
	その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯	
	第4室 (議長室)	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 絨毯敷(ウール40%・ナイロン30%・アクリル30%)
	その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯	
	第5室 (参事室)	保存	壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3
		保全	床面	3 絨毯敷(ウール40%・ナイロン30%・アクリル30%)
その他	照明器具	4 シャンデリア白熱灯		
中央棟廊下	保存	壁面	2 漆喰仕上げ	
		天井	2 和紙貼	
		開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3	
	保全	床面	3 ロンリ्यूーム貼	
その他	照明器具	4 コードペンダント白熱灯		
第5室北側廊下	保存	壁面	2 漆喰仕上げ	
		天井	2 和紙貼	
		開口部建具	2・3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/外部面...基準3	
	保全	床面	3 ロンリ्यूーム貼	
その他	照明器具	4 コードペンダント白熱灯		
西側階段	保存	天井	2 和紙貼	
		柱・手摺	1 木製・漆塗り/未解体部品	
		開口部建具	3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント/踊場外部面のみ	
	保全	壁面	2 漆喰仕上げ	
その他	照明器具	4 コードペンダント白熱灯		
		床面	5 木製板貼(滑り止め敷設)	
内部 3階	3階室	保存	床面	2 木製板貼
			壁面	2 漆喰仕上げ
			天井	2 和紙貼
			開口部建具	3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント
	その他	照明器具	5 餅型白熱灯/昇降段口...枕型ラケット白熱灯	
八角塔屋	保存	床面	2 木製板貼	
		天井	2 和紙貼	
		開口部建具	3 木製(窓・ガラス入)、オイルペイント	

カッコ内室名は『新潟県議会史』(大正編)による

3 管理計画

建物の管理については、平成 18 年 11 月のリニューアル開館以降、指定管理者制度により実施している。今後、建物の保存を前提に、より広く県民に親しまれる集いの場とするため、飲食を伴うイベントの実施や、ユニークベニューとしての貸館・貸室など、より柔軟な活用を模索する必要がある。

令和 10 年度に予定されている耐震補強・保存修理工事完了後、建物を良好な状態で次代に継承するため、以下のとおり管理計画を定める。

(1) 管理体制

ア 管理組織

本建物の管理主体は所有者である新潟県とする。日常の管理運営業務については、引き続き指定管理者制度を適用し、新潟県観光文化スポーツ部文化課(以下「県文化課」という。)が指定管理者を監督する。

新潟県(県文化課): 保存活用計画全体の統括、指定管理者との連絡調整及び監督、大規模修理(根本修理)の計画・実施、国や市等関係機関との協議。

指定管理者: 日常の管理運営(日常点検、清掃、監視、来館者対応) 軽微な修繕の実施、県文化課への定期報告及び緊急時連絡。

イ 連絡・報告体制

指定管理者は、月 1 回の管理業務報告書を県文化課に提出する。また、日常点検で発見された異常や、台風・地震等の災害発生後には、直ちに県文化課へ報告し、その指示を仰ぐ。

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

建物の劣化を抑制し、良好な保存環境を維持するため、以下の管理を行う。

清掃・整頓: 指定管理者は、開館前に毎日、館内の清掃を行う。清掃は文化財に影響を与えないよう、乾拭きを基本とする。年に 2 回、専門家の指導のもとで高所等の清掃を実施する。

日照・通風: 天候の良い日には定期的に窓や扉を開放し、通風を図る。ただし、展示物等への影響を考慮し、直射日光が当たらないよう配慮する。特に梅雨期や秋の長雨の時期には、室内の湿度上昇に注意する。

蟻害・虫害・腐朽防止: 年に 1 回、専門業者による蟻害・虫害の点検を実施する。特に、湿気が溜まりやすい 1 階床下については重点的に確認する。

風水雪害対策: 台風や豪雪が予測される場合は、事前に窓や建具の確認・補強を行う。降雪期には、屋根からの落雪や雨樋の破損に注意し、必要に応じて除雪作業を行う。

イ 建造物の維持管理

日常的な点検により早期に不具合を発見し、軽微な修繕を迅速に行うことで、建

物の健全な状態を維持する。修理届を要しない小規模な修繕は、県文化課と協議の上、指定管理者が実施できるものとする。具体的な点検項目と内容は以下の通りとする。

屋根及び雨樋：月 1 回の目視点検（瓦のずれ、漆喰の剥がれ、雨樋の詰まり等）

特に台風や大雨、降雪後には臨時点検を行う。

外壁：月 1 回の目視点検（漆喰のひび割れ、剥落、塗装の剥がれ等）

建具：毎日の開閉時点検（開閉の不具合、ガラスや金物の破損等）

内部（床・壁・天井）：毎日の目視点検（床板の傷、壁・天井の汚れやシミ等）

4 修理計画

（１）当面必要な維持修理等の措置

令和 4 年度から 9 年度にかけての耐震補強・保存修理工事により、建物の維持に係る当面の措置は必要ない。

（２）今後の保存修理及びその他整備計画

- ・屋根修理(約 20～30 年度に想定される次回の保存修理)
- ・基礎補強工事に伴い撤去する便所のバリアフリー仕様による復旧
- ・カーテン、階段絨毯の更新
- ・照明器具の修理・更新
- ・空調設備の設置

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

(1) 現状

新潟県議会旧議事堂の敷地(2,186.49㎡)は、新潟市が周辺緑地を白山公園と一体整備したいとの理由から、平成10年に同市の申請により一部境界地(206.3㎡)を等価交換しているが、全体としては、明治・大正期の写真や絵画等から推しても、ほぼ旧状を保っており、建物正面の植栽は景観的にも往時を彷彿とさせる。

敷地は、正面(北東面)が一般道路に、東棟側面(南東面)が遊歩道に接しているが、他方は新潟市が管理する白山公園と接しているため(図2参照)緑化が施されている。また、環境を阻害する構造物等がないため、以前は周囲全方向から建物を望みできたが、樹木の成長により一部で見通しが悪くなるなど、景観に変化がみられる。

(2) 課題

新潟県議会旧議事堂の背面側は、新潟市民芸術文化会館(平成10年開館)の建設に併せて、周辺文化施設を取り巻くように歩道橋を架して配された6つの空中庭園部分を加えるなどの整備がなされた。これにより、以前は不可能であった建物背面からのアプローチが容易となったことから、同整備を来訪者の動線計画に活かすことが課題となる。

また、敷地は全体的に平坦であるが、大雨の際に建物の基礎周りに一時的に雨水が溜まる箇所がないか、継続的な観察が必要である。隣接する白山公園には高木も多いため、強風による落枝等が建物の屋根に被害を及ぼす可能性についても留意する必要がある。

【参考】白山公園について

明治5年に県令として着任した楠本正隆によって造営が開始され、明治6年に国内最初の都市公園の一つとして認可された。新潟総鎮守を称する白山神社に隣接し、池、築山、花木を配したオランダ風回遊式庭園である。また、園内の一角には、明治期の実業家・斎藤家の住宅の一部を移築再建した^{えんきかん}燕喜館(国登録有形文化財)があり、新潟市により一般公開されている。平成30年に国の名勝に指定された。

2 環境保全の基本方針

新潟県議会旧議事堂の正面を除く三方周囲には、隣接する白山公園を始めとし、国登録有形文化財燕喜館、新潟市民芸術文化会館、新潟県民会館等が点在し、市内でも文化的な公共性を有する地区内に立地する。

この好立地を活かすために、従来の正面中心の整備にとどまることなく、都市公園整備計画等を踏まえた建物背面・側面を含む環境の整備を目指すこととする。

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の設定

敷地内において、以下のとおり区域を設定し、範囲を示す(図10)。

ア 保存区域

新潟県議会旧議事堂の外構を構成する主たる範囲であり、資料からおおよその旧状を知ることができる建物正面の前庭部分を対象とする。

イ 整備区域

維持管理及び活用促進のために利用する範囲であり、建物の右側面及び背面部分を対象とする。

(2) 各区域の保全方針

ア 保存区域

- ・防災上必要な消火設備、防犯設備を防災計画により整備する。
- ・高齢者や身体障害者の安全な来館に資する設備を活用計画により整備する。
- ・原則として上掲以外の掘削を伴う土地の形質の変更は行わない。
- ・植栽は可能な限り現存するものを活かして良好な環境となるように維持する。

イ 整備区域

- ・新潟県議会旧議事堂の維持管理・公開活用のために施設整備を行うが、当該文化財との景観上の調和を損なわないように配慮する。
- ・建物の背後は敷地が狭いことから、落枝・落葉等による建物保全への影響や、南側歩道からの視認性確保等、防犯の観点から、植栽は行わない。

4 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

敷地内の建物について、重要文化財に指定されている新潟県議会旧議事堂以外の建造物を、以下のとおり区分する(図11)。

ア 保存建造物

該当なし

イ その他の建造物

当該保存建造物の維持管理・公開活用上の見地から附属施設として位置づけられる建物で、便所、ポンプ小屋を対象とする。

(2) 建造物の保護方針

ア 保存建造物

該当なし

イ その他の建造物

保存建造物の景観等を阻害しないように色彩や意匠について配慮する。

5 環境保全施設整備計画

(1) 防災上の課題

新潟市が公表するハザードマップによれば、本計画区域における浸水や土砂災害のリスクは低い。しかし、近年多発する局地的な豪雨や台風に備え、以下の点に留意する必要がある。

排水：建物の周囲は玉砂利敷きとなっているが、排水能力を超えた降雨があった場合に、基礎周辺の排水が滞る可能性がある。

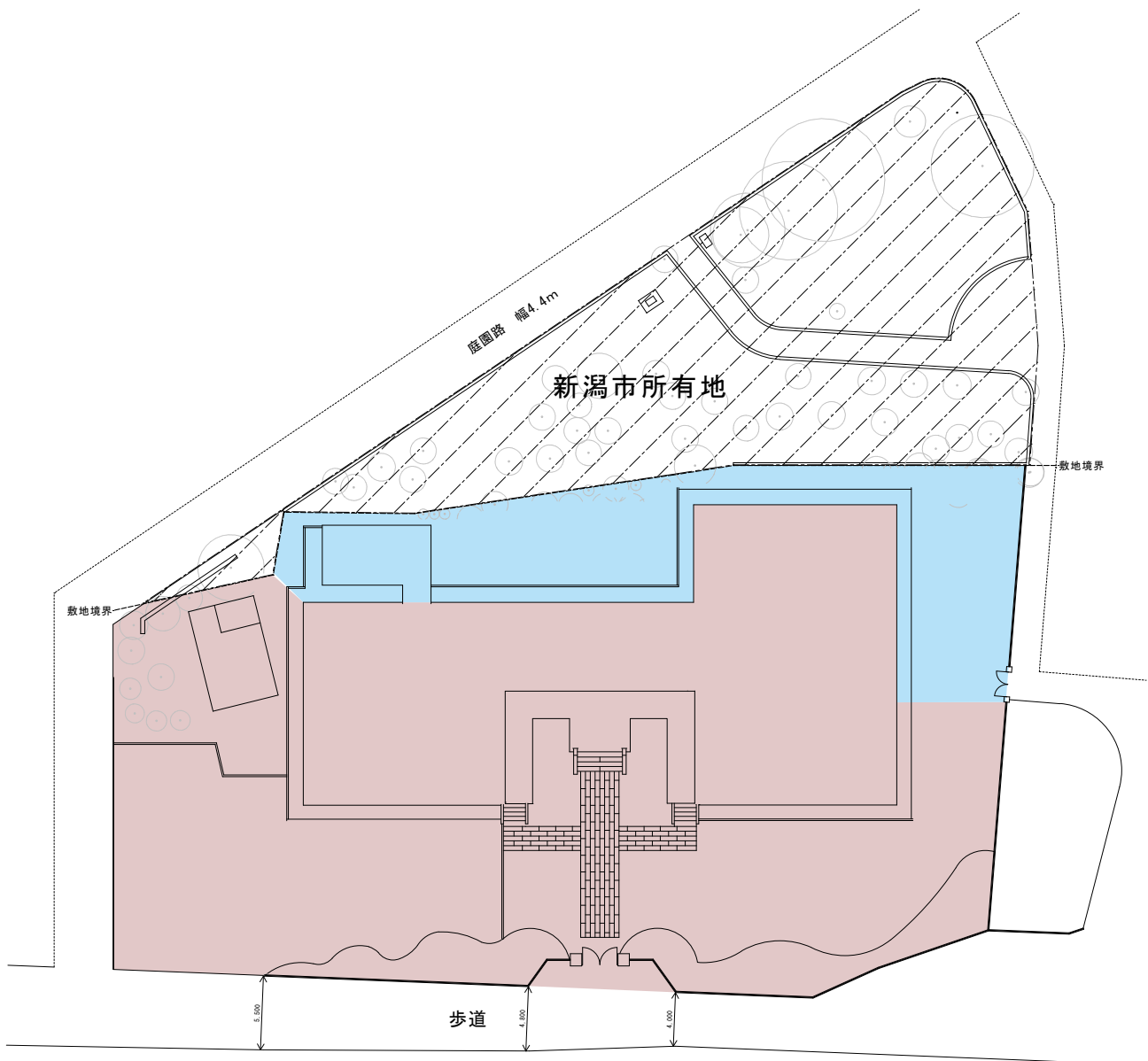
危険木：隣接する白山公園の高木が、台風等の強風により倒木・落枝した場合、建物の屋根や外壁を損傷させる危険性がある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

上記の課題に対し、以下の通り対処する。

排水施設：当面、現状の排水設備で対応するが、大雨の後には必ず職員が建物の周囲を点検し、雨水の滞留がないか確認する。将来、排水能力に問題が生じた場合は、文化財の価値を損なわないよう配慮した上で、浸透枡や暗渠排水の設置を検討する。

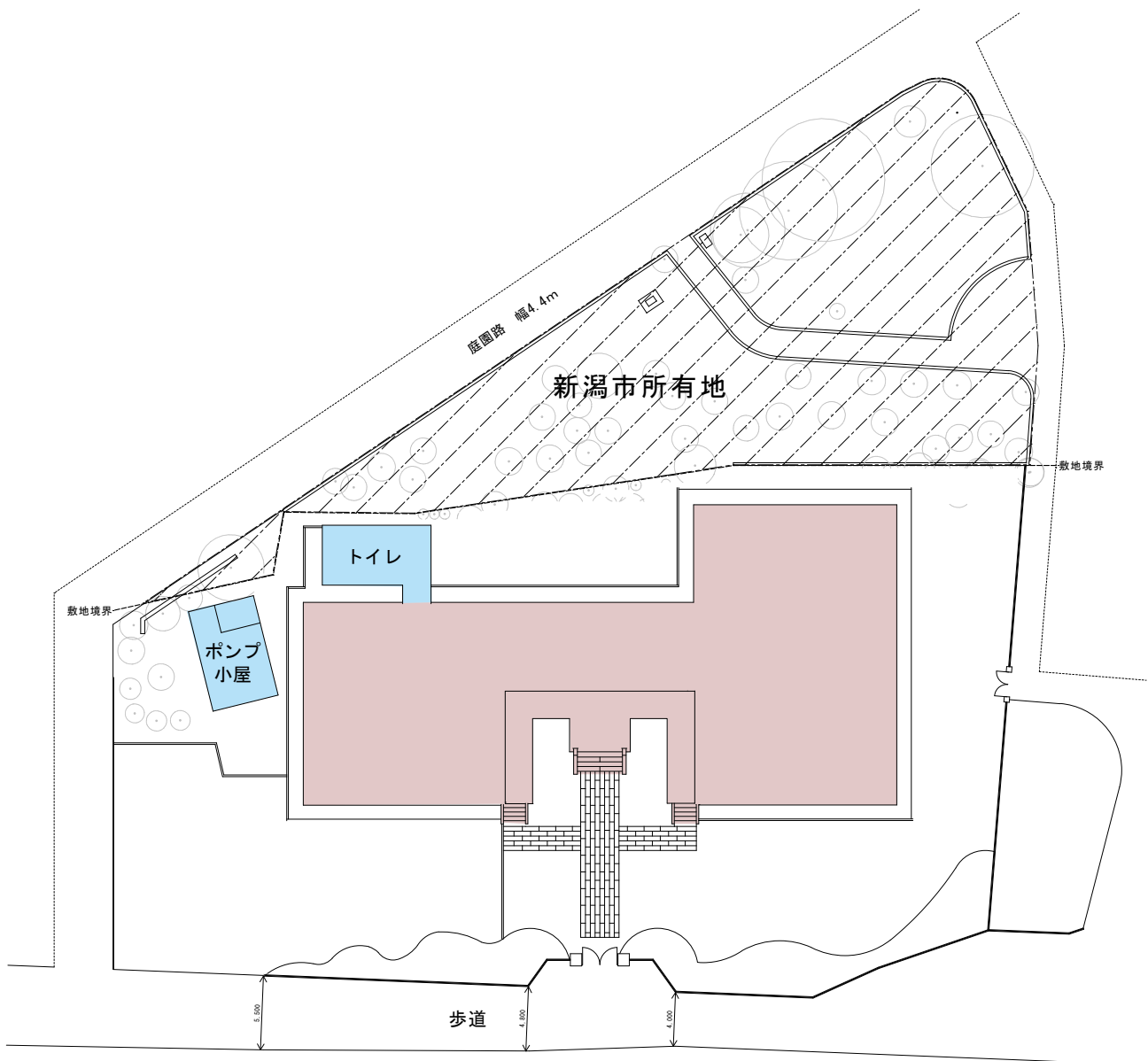
周辺樹木の管理：白山公園を管理する新潟市と連携し、敷地境界付近の高木の状態を定期的に情報共有する。年に1回、目視で健全性の確認を行い、樹勢の衰えや大きな枯れ枝が見られる場合は、樹木医等の専門家による診断を依頼し、必要に応じて枝払いや伐採等の対策を講じる。



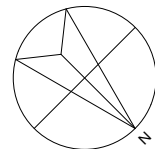
新潟県道164号 幅員26.5m

- 保存区域 重要文化財（建造物）を含む土地で、原則として防災上必要な場合に限り掘削を伴う土地の形質の変更等が可能。
- 整備区域 当該文化財建造物の活用のための施設整備を行うことができる地域

図10 土地の保存にかかる区域等の設定



新潟県道164号 幅員26.5m



重要文化財建造物



その他の建造物



活用等のため改造が必要とされる建造物

図11 建造物等の区分

第4章 防災計画

1 防火・防犯対策

(1) 防火対策

ア 当該文化財の燃焼特性

新潟県議会旧議事堂の規模及び構造は以下のとおりであり、建物自体の燃焼性は高いと考えられる。

- ・ 建築面積 679.1 m²
- ・ 床面積 (単位: m²)

	1階	2階	3階	備考
中央棟	147.665	124.717	39.073	八角塔屋 6.2 含む
東棟	212.576	212.576	0	
西棟	318.865	152.799	0	
各棟合計	679.106	490.902	39.073	
延床面積			1208.271	

- ・ 木造 2 階建(中央棟一部 3 階建)、1 階・2 階漆喰壁仕上げ、3 階塔屋下見板
- ・ 棧瓦葺(一部銅板葺)

イ 延焼の危険性

新潟県議会旧議事堂敷地内においては、当該文化財と接続しているため一体の防災計画のもとに管理されるべき便所と、不燃材料で構成された専用の室であるポンプ小屋が存在する。

また、敷地外については、二面が道路または歩道と接し、他の二面が公園緑地と接しており、建築基準法第 2 条第 6 項に定める延焼のおそれのある部分(隣地境界線から 5 m 以下の距離)に建物はないことから、延焼の危険性は低いものと思われる。

- ・ 北面道路(幅員:約 20m)
- ・ 東面歩道(幅員:約 5 m)
- ・ 南面緑地(草花を主とする)
- ・ 西面緑地(樹木を主とする)

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

建物公開の現状により不特定多数の利用があることから、公開範囲は全て禁煙及び火気使用禁止区域とし、火災の早期発見及び初期消火体制の機能維持に努めている。また現体制では、指定管理者が防火を含めた管理を行い、夜間及び休館日は機械警備を導入している。背面の公園遊歩道から建物に容易に近づくことができ、放火への対策が重要な課題である。

また、消防法令上、本施設は博物館（消防法施行令別表第1（8）項）に準じるものとして扱われる。建物内部は階段室等が防火区画されていないため、火災発生時には煙や炎が上階へ急速に拡大するリスクがある。これらの課題については、今後対策を検討していく必要がある。

（2）防火管理計画

ア 建物名称及び所在地等

名 称：重要文化財（建造物）新潟県議会旧議事堂

管理権原者：新潟県

防火管理者：管理責任者

イ 防火管理区域の設定

防火管理区域は、当該文化財（建造物）の防火のために配慮する部分であり、便所を含めた建物周囲20mの範囲とする。

ウ 防火環境の把握

新潟県議会旧議事堂には近接する建物はないが、警備体制を見直す場合には火気使用範囲について併せて見直すことが必要であり、空調設備導入を検討する際には安全性の確保が求められる。今後、空調や衛生設備などの活用に係る設備整備においては、建物及び敷地内にガス設備を設けず、全て電気熱源を用いることとする。

エ 予防措置

1）火気などの管理

一般利用者に対し、公開範囲内での火気使用及び喫煙の禁止を標識等により明示する。また、空調設備については、導入段階で安全性の確保について十分検討を加える。

2）可燃物の管理

敷地内及び建物内の可燃物品の除去、整理整頓を定期的・恒常的に行う。

3）警備

開館時は指定管理者による定期的巡回、閉館時は警備会社による機械警備を基本とする。また、放火の早期覚知のため、建物の周囲、特に死角となりやすい背面に、機械警備と連動する炎感知器の設置を計画する。

4）安全対策

現在来館者の出入口として使用している東棟北廊下、正面玄関、議場出入口、便所廊下の計4か所にある出入口（図3参照）は避難口としても有効であることから、円滑で安全な通行を確保する。

公開活用に当たっては（特に夜間の一般利用を検討する際には）文化財としての景観を損なわない範囲で適切な誘導標示設備を設ける。

また、階段の構造上の危険性から現在非公開としている3階及び塔屋につ

いては、特別公開期間及び見学の申し込みがあり、職員等が誘導員として同行する条件を満たした場合に限り公開する。

オ 消火体制

所轄消防署の指導を受けた指定管理者による定期的な防火訓練を実施し、消火器、消火栓及び放水銃による初期消火に対処できるように努めている。また、自動火災報知器を設置しており、所轄消防署への通報訓練も併せて実施している。

今後は、総務省消防庁の「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を参考に、夜間やイベント開催時など多様な状況を想定した、より実践的な訓練を年2回以上実施し、初期対応能力の向上を図る。

所轄消防署：新潟市西消防署白山浦出張所

新潟市中央区白山浦新町通 41-1 TEL 025-266-0119

新潟市中央消防署：新潟市中央区鐘木 257-1 TEL 025-288-3119

（３）防犯計画

ア 事故歴

き損・放火・盗難に係る事故の履歴はない。

イ 事故防止のための措置

開館時は指定管理者による定期的巡回、閉館時は警備会社による機械警備を基本とする。

（４）防火・防犯設備計画

ア 基本方針

令和4年度から9年度に実施する耐震補強・保存修理工事において、老朽化した既存設備を全面的に更新するとともに、文化庁の各種指針や消防法の基準に適合するよう、火災の早期覚知、延焼防止、初期消火能力の向上に重点を置いた設備を計画的に導入する。

イ 設備整備計画

1) 防火等設備

【防火等計画概要】

区分	設備名	計画概要
早期覚知	自動火災報知設備	・火災発生場所を詳細に特定できるR型受信機へ更新する。 ・議場や小屋裏など大空間には、早期覚知に有効な煙感知方式を検討する。 ・建物外周には放火を早期覚知する炎感知器を設置する。
初期消火	消火設備	・屋内消火栓を操作が容易な「易操作性1号消火栓」に更新する。 ・放水銃はホース等を更新し、エンジンポンプも能力向上を図った機器に更新または増設する。 ・地下貯水槽(60 m ³)は当面現状を維持し、将来的な増設を検討する。
延焼防止	避難器具	・消防の指導に基づき、2階からの避難経路を確保するため、斜降式救助袋等の避難器具を設置する。
防犯	防犯設備	・既存のセンサーに加え、主要な出入口や窓に防犯カメラを設置し、監視体制を強化する。
その他	避雷設備	・中央棟塔屋の避雷針について、継続的な点検と維持管理を行う。

【設置設備概要】

設備名	仕様・設置状況等		備考
自動火災警報設備	光電式スポット型煙感知器	2種・65基（天井30・天井裏35） 自動試験・自動感度補正機能付き	改修予定
	差動式分布型感知器	2種・6基/空気管2 × 300m	
	発信機・火災警報ベル	P型1級・5基（屋内消火栓箱内設置）	
	受信機	P型1級・1基（1階第五室設置）	
	避雷ユニット	AC100V 保安器付	
消火設備	屋内消火栓	5基(1F：2/2F：2/3F：1) 易操作性1号消火栓弁40A ホース30A × 30m 棒状噴霧切替ノズル30A	改修予定
	屋内消火栓設備用ポンプ/補助加圧ポンプ	50 × 40 × 300L/min × 66m × 5.5Kw × AC200V 15 × 18L/min × 71m × 1.5Kw × AC200V	改修・増設予定
	放水銃	3基 540L/min	ホースのみ更新予定
	放水銃消火用エンジンポンプ	150 × 100A × 1800L/min × 72m × 38.2Kw (1800 ^{リットル} /分 × 72m(全揚程))	改修・増設予定
	地下貯水槽	耐震性鉄筋コンクリート有効貯水量：90立方メートル	将来の改修時に拡張
	消火器	ABC粉末消火器10型・8基(1F：5/2F：2/3F：1)	更新維持
避雷設備	避雷針	中央棟塔屋突針 出力15kw/電圧200V	既存維持

2) 防犯設備

現状では外部建具にマグネットセンサーを設置している。管理体制・公開方法の見直し・建物周辺における防犯対策等に応じて整備の検討を要する。

イ 保守管理計画

防災設備の維持管理については、消防法に定められた点検の他に、自主的な点検に努めるとともに、設置の位置、構造、不良事項を的確に把握し、その機能を最良の状態で維持していくこととする。

また、防災設備のマニュアル等を作成し、これに基づき指定管理者の操作訓練を定期的実施する。

2 耐震対策

(1) 耐震診断と改善措置

新潟市中心部は、主に砂地盤に代表される平坦な沖積低地となっているが、当該建造物の敷地は神社境内地と接続していることから知られるように、信濃川の旧河道域になく、シルトや有機質粘土等の粘性土層を主とする比較的安定した区域にある。

昭和39年の新潟地震の際には、信濃川両岸を中心に地盤液状化による大きな被害が見られたが、当該地においては液状化発生の記録は認められず、免れ得なかった

建物の罹災か所も半解体修理の際に全て復旧された。

平成 28・29 年に実施した耐震診断で、大地震動に対して耐震性能が大きく不足していると診断された。

この結果を受け、令和 4 年度から同 9 年度までの予定で耐震対策・保存修理工事を実施している。これにより、地震時の安全性に係る課題は当面解消される見込みである。

(2) 地震時の対処方針

関係者が協力して避難や初期消火等の活動に携わり、被災者の救助を優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努めることとする。

主要構造物が大きく破損した場合は、支柱・ワイヤー等による支持、危険部分の撤去・格納、破損部分における防水シート被覆、立入制限等、被害拡大防止のための応急措置を講ずることとする。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

当該建造物ではこれまでのところ、塔屋突針等、一部に腐朽による耐風力の低下が見られるほか、全てのガラス窓のパテが劣化し、強風により窓ガラスが破損する被害が頻発している。

また新潟では、冬季において北西の季節風がしばしば強く吹きつけるため、強風による被害発生についても対処していく必要がある。

(2) 今後の対処方針

当面の対策としては、令和 4 年度から同 9 年度までの予定で実施している保存修理工事においてガラス窓のパテを補修し、ガラスが風による振動で破損するのを防ぐ。

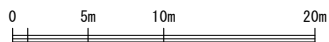
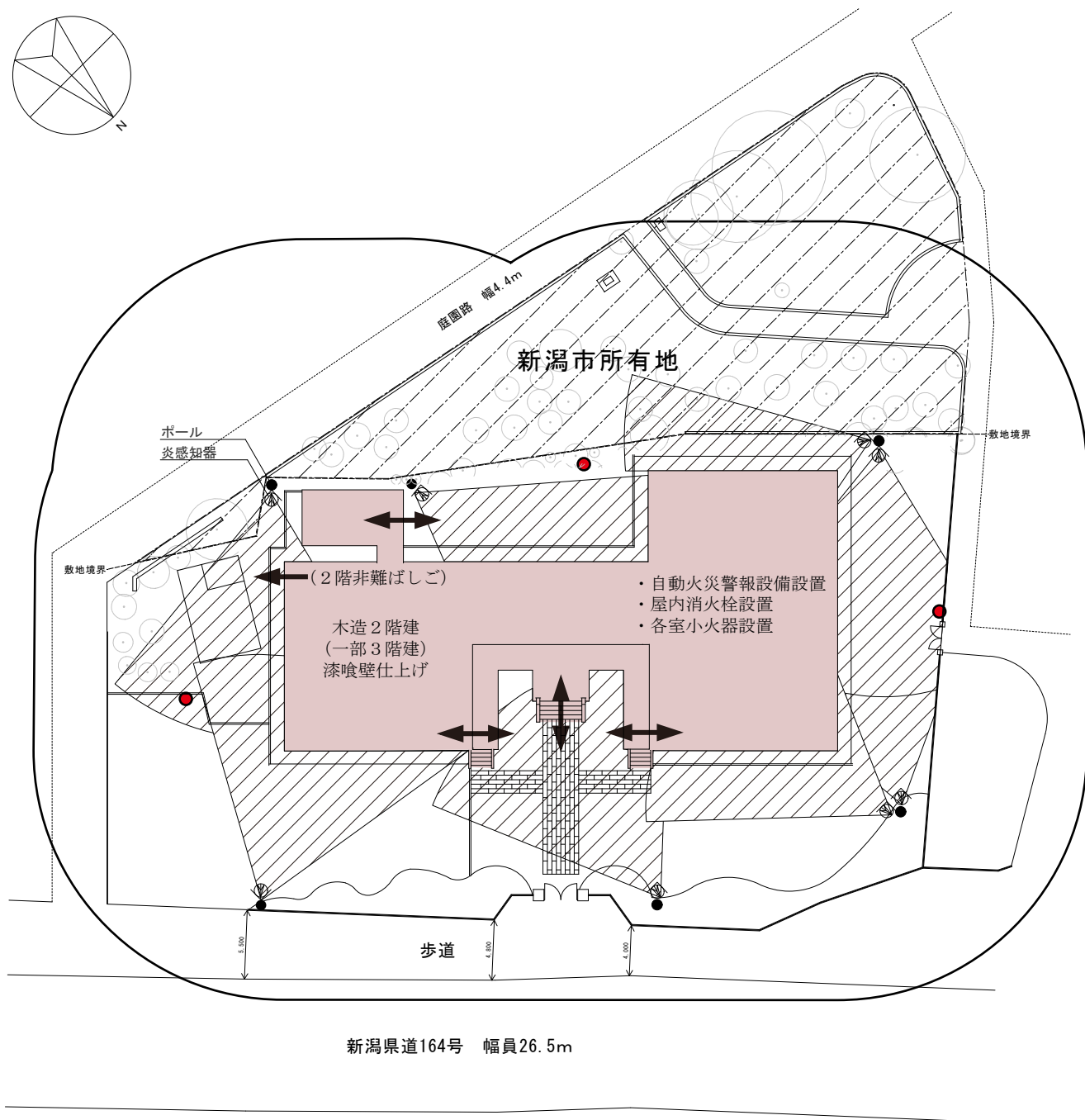
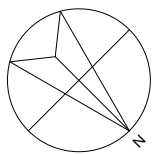
4 その他の災害対策

(1) 被害の想定

平成 2 年から令和 2 年の統計によると、新潟市周辺の 11 月から 4 月の平均降雪量は 23.2cm であり、冬季(12～2 月)の平均気温は 3.6℃、同最低気温も -0.1℃ であることから、凍結による被害や雪害の危惧は少ないものと考えられる。

(2) 今後の対処方針

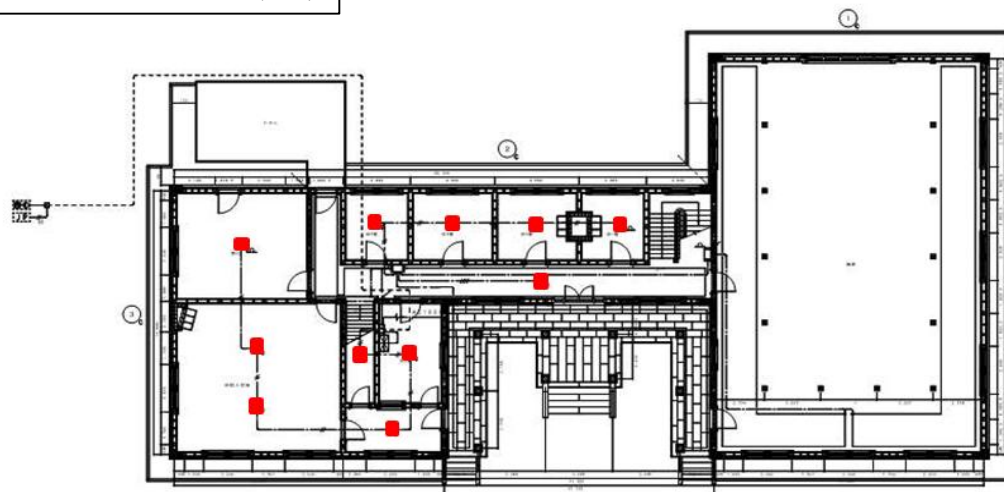
当面の雪害対策としては、降雪時に敷地内の除排雪を行うことにより、屋外防火設備の機能確保と来訪者の安全確保を図ることとする。



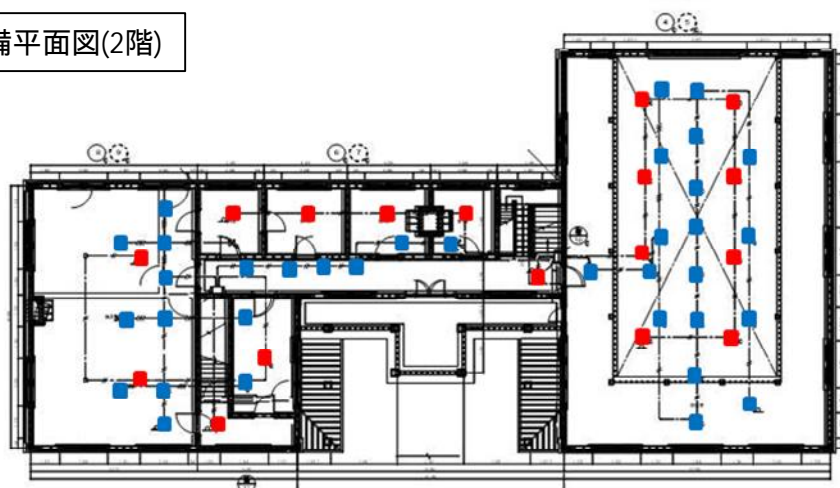
- 防火対象建築物
- 防火管理区域 (建築物外壁から20m)
- 炎感知器有効範囲
- 避難口
- 放水銃

図12 防火管理計画

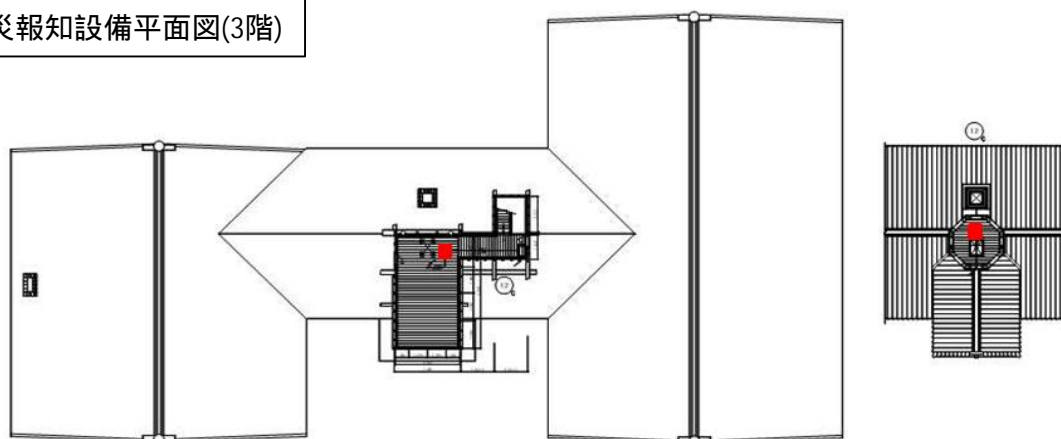
自動火災報知設備平面図(1階)



自動火災報知設備平面図(2階)



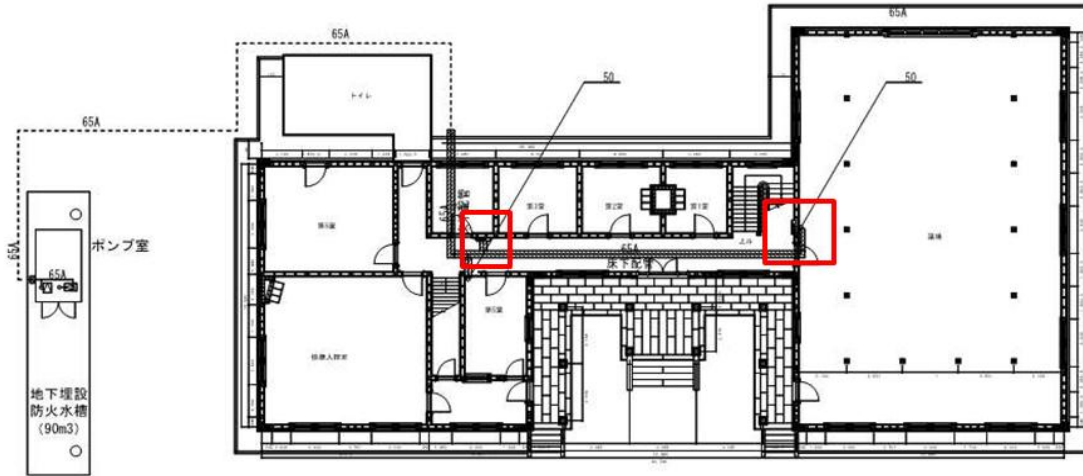
自動火災報知設備平面図(3階)



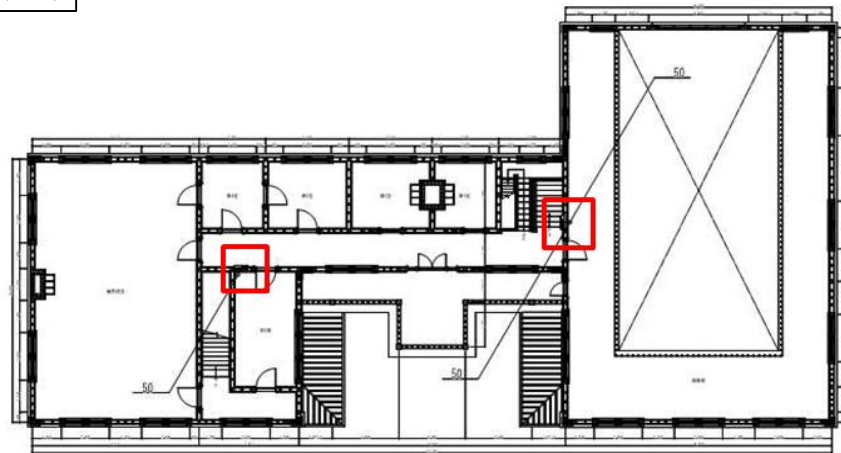
天井	■
天井裏	■

図13 自動火災報知設備計画

屋内消火設備平面図(1階)



屋内消火設備平面図(2階)



屋内消火設備平面図(3階)

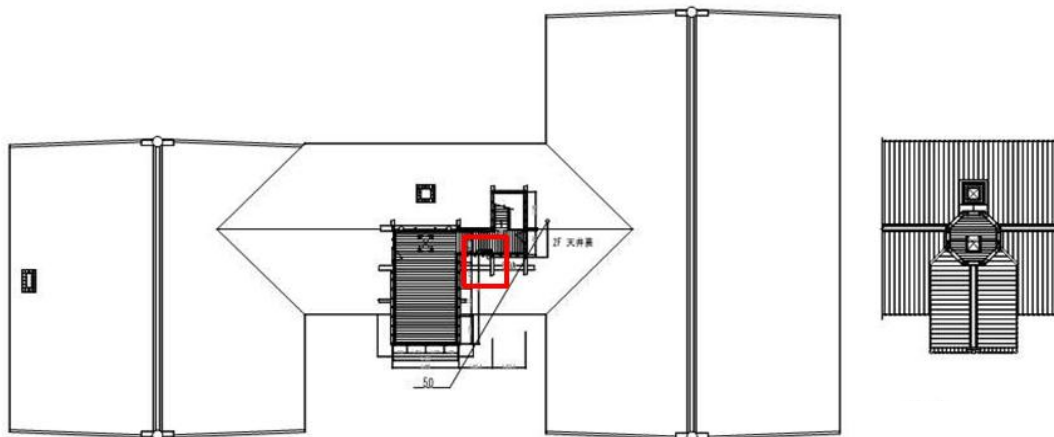


図14 屋内消火設備計画

第5章 活用計画

1 公開その他の活用の基本方針

新潟県議会旧議事堂は、明治初期の府県会開設期における現存唯一の議事堂遺構として重要であり、都市公園や文化施設等に近接する公共性の高い地区内に所在することから、すべての来訪者がこの建物を身近な文化財として理解し、親しめることを基本方針とする。

現在、当該文化財が「新潟県政記念館」として一般公開されていることから、展示内容の刷新や各室の公開用途の見直し等を通じて、単に建物の価値を伝えるだけでなく、人々が集い、学び、親しめる公共施設になることを目指す。

2 公開計画

建物そのものをより広く公開するとともに、引き続き「新潟県政記念館」として、来訪者が当該文化財と本県近代化の歴史等について理解を深められるようにする。

- ・開館時間 午前9時から午後4時30分
- ・休館日 毎週月曜日、国民の祝日（月曜日が祝日の場合、火曜日も休館）、年末年始（12月28日～1月4日）

（1）建造物の公開

ア 建物の雰囲気を実感してもらう

1階議場は、当該文化財の中心的空間であるとともに、半解体修理時に復元的整備がなされ、来訪者にも好評であることから、より多くの人にその雰囲気を実感してもらえるようにする。

そのため、一般来訪者の着席、休息の自由はもとより、求めに応じて会議、講座、講演、シンポジウム、コンサート、結婚式、記念撮影等の新たな需要に対応できる運営方法について検討する。

イ 建物そのものを展示品とする

議場以外についても、建物内外は、管理上最低限必要な区域を除き全て公開とし、地元建築家の設計による貴重な近代洋風建築を自由に見学できるようにする。

2階第二室（委員室）は、大正天皇の皇太子時代の行幸に際し、宿所として用いられた部屋であることから、往時の雰囲気を伝えられるようにする。

また他にも、天井中心飾り、西側階段の親柱、手摺り、蹴込み板における装飾、傍聴席支柱装飾、妻飾り、塔屋飾り突針等、建物の各所に建設当時の優れた意匠が見られることから、来訪者が探検的（オリエンテーリング的）に見学できるパンフレット等を用意し、求めに応じて解説を行えるようにする。

（2）関連資料の公開

ア 議事堂関連資料の展示

投票箱、号鐘、水濾器、大花瓶、官吏大礼服、大時計（尾崎行雄が調達した当初品の複製）等、議事堂時代の使用品をはじめ、半解体修理の際に不用となったかつての建築金具や屋根瓦等を、建物の見どころ、永山・楠本両県令の業績等と併せて紹介展示する。

イ 県政関連資料の展示

歴代知事、議長、議員に関する紹介展示をはじめとし、自由民権運動や県内政党勢力の変遷等、県政史上特徴的な出来事について紹介する。

（３）新たな機能の付加

1階第三室及び2階第一・三・四室については、常時は休憩室として開放するが、企画展示や個展、文化活動などの貸室等としての幅広い活用方法を検討する（図 15 参照）。

（４）安全管理及び公開時の留意事項

来館者の安全確保と文化財の保護のため、以下の事項を定め、ウェブサイトや館内掲示等で周知徹底を図る。

- ・館内及び敷地内は全面禁煙とする。
- ・指定されたエリア以外での飲食は禁止する。
- ・火気の使用は厳禁とする。
- ・文化財保護のため、建造物や展示品には触れないこと。
- ・フラッシュを使用した写真撮影は禁止する。
- ・安全管理上、大きな手荷物の持ち込みを制限する場合がある。受付にて一時預かりを行うか、コインロッカーの設置を検討する。

【公開範囲と各室活用計画の概要】

1階

室名等	活用の用途と検討事項	○用途	検討事項
議場	明治時代の議場を体感する空間 展示品はすべて撤去		コンサート、講演会、模擬議会、期日前投票所などの多様な用途
第一室 （守衛室）	情報室兼休憩室 ポスター、チラシ類はここに集約 天井中心飾りの「梅」を見学の見学 休憩用の椅子・テーブルを設置		
第二室 （書記室）	学習室 県議会史や県史、市町村史や、地域文化に関する書籍などを設置し、来館者が自由に閲覧 読書・休憩用の椅子・テーブルを設置		
第三室 （応接室）	フリースペース 常時は休憩スペース、天井中心飾りの「松と帆掛け船」を見学 個展等の文化活動や会議等への貸し出し		

室名等	活用の用途と検討事項	○用途	検討事項
第四室 (小使室)	職員休憩室・給湯室(非公開)		
第五室 (傍聴受付)	事務室(原則非公開) 天井中心飾り「猿と栗」は必要に応じ公開		
第六室 (研修室)	収蔵庫(非公開) 開館以来収集してきた資料や什器等を整理・収納		
傍聴人控室	メイン展示1(建物の歴史的価値を示す展示) 既存の展示物から選別、パネル類は更新 デジタルサイン、音声解説、3D画像の活用		

2階(踊り場含む)

室名	活用の用途と検討事項	○用途	検討事項
傍聴席	明治時代の議場を体感する空間、長い壁面・通路を活かした展示空間 生け花やアート作品等の展示スペースとしても利用 耐荷重(どれだけの人数が一度に入室できるか)の検討		
第一室 (応接室)	会議室 原則として職員用だが、利用予定がない時期はフリースペースとする 椅子・テーブルを設置		
第二室 (委員室)	明治時代の雰囲気を感じ取る部屋 大正天皇が皇太子の頃に新潟を訪れた際に、行幸御宿所として使用された 部屋であることを説明。 明治時代に県庁で使われていた椅子とテーブルを展示。		
第三室 (知事室)	フリースペース 常時は休憩スペース(知事室の雰囲気を感じ取る) 個展等への貸し出し、企画展示に利用 椅子・テーブルを設置		
第四室 (議長室)	歴代議長や特徴的な事績のパネル展示 議場から撤去した展示物を精選・改善したうえで再展示し、議会史のポイント を端的に理解できるようにする。		
第五室 (参与室)	倉庫(非公開) 昇降機を設置した場合、ここに車椅子等を収納 2階で使用する什器の収納		
議員控室	メイン展示2(県政の歴史) 既存の展示物から選択、パネル類は更新 県令・知事の既存パネルはここへ移動		
バルコニー	写真撮影及びビュースポット(限定公開) 文化財一斉公開等のイベント等での限定公開 職員の立会いを条件とする		
東階段 踊り場	鳴り天井を感じ取る空間 説明版の設置		

3階

室名	活用の用途と検討事項	○用途	検討事項
八角塔屋	○写真撮影及びビュースポット、学術目的の見学(限定公開) 建築構造(小屋裏のクイーンポストトラス)の学習のための見学 文化財一斉公開等のイベント等での特別公開 職員の立会いを条件とする		

3 活用計画

(1) 計画条件の整理

ア 文化財保護法

重要文化財（建造物）として、文化財保護法の適用を受ける。

イ 建築基準法に係る条件

同法第3条の規定により重要文化財は適用除外となる。

ウ 都市計画法に係る条件

同法に基づく都市計画区域（新潟都市計画区域）内であり、第二種住居地域に含まれる。建ぺい率は60%、容積率は200%である。

エ 風致地区条例に係る条件

新潟県風致地区条例第3条の規定により重要文化財は適用除外となるが、その保存のために行う行為は、あらかじめ知事へ通知しなければならない。

オ 消防法に係る条件

重要文化財は消防法施行令別表第1（17）に掲げる防火対象物であるが、消防署の指導により、本建造物の使用実態から設備規制は（8）の博物館に準じるものとする。

カ 福祉関係に係る条件

新潟県福祉のまちづくり条例第12条の規定に、既存の公共施設所有者は当該公共施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるように努めなければならないとあることから、文化財としての価値を担保しつつ、この基準に適合させる措置に努める。具体的には、出入口及び東階段への昇降機の設置、トイレのバリアフリー化などを検討する。

キ その他の条件

現在、新潟県政記念館条例及び同館規則により、同館が行うべき事業、開館日、開館時間等が規定されているが、管理・運営体制の見直しがあった場合には、適宜改正する。

(2) アクセス

ア 県政記念館へのアクセス

1) 電車

JR白山駅より徒歩約15分

2) バス

新潟駅バスターミナルからS2系統鳥屋野線または観光循環バス白山公園先回り「白山公園前」下車 徒歩1分

3) 車

新潟バイパス桜木インターより12分

イ 敷地内の動線（図16）

1) 車両による導入

正面道路に面する既存の出入口を利用し、原則として東棟東側に駐車する。

2) 徒歩による導入

上記出入口の他に建物中央正面の門扉と白山公園側(西棟西側)の出入口、計3か所を利用する。

3) 建物への導入

通常の公開は上記のいずれの場合も傍聴人控室に通じる事務室前(東棟北廊下)出入口を利用する。

4) 建物内の動線

展示計画上、基本的には図17のとおりとするが、特に申し出があり、他の来訪者に支障がない場合は、自由動線を妨げない。なお、これまでは入館時にスリッパに履き替えていたが、再オープン後は土足での入館も検討する。

(3) 施設整備計画

ア 保存管理に係る施設等

1) 管理施設

1階：第四室...職員休憩室・給湯室

第五室...事務室

第六室...収蔵庫

2階：第一室...会議室

第五室...倉庫

2) 消防設備

漏電遮断機、自動火災報知器、屋内消火栓、放水銃、消火器を設置済みである。

なお、屋外防火水槽は埋設型を設置しており、消火ポンプを専用の小屋に格納している。

3) 警備体制

開館時は職員が巡視し、夜間及び閉館日は機械警備とする。

4) 電気設備

電気火災防止の観点から、特に火災リスクが高い小屋裏の電気配線は、本活用事業において全面的に更新する。

5) 防犯設備

放火等の不審者対策として、主要な出入口や窓、敷地内の死角となりやすい箇所に防犯カメラを設置し、監視体制を強化する。

イ 公開活用に係る設備等

1) 空調設備

外観上の影響、管理上の安全性を考慮しながら、公開活用方法の具体化に併せて、次頁表の順で整備を検討する。

優先順	室名
1次	議場 1階第五室（管理事務室）
2次	1階傍聴人控室 2階議員控室
3次以降	各室の利用状況を踏まえ順次整備する

2) トイレ

便器をタンクレスのものに交換し、可動スペースを広げることで身障者・高齢者の利便性を向上させる。また、多目的トイレにベビーチェアを設置する。

3) 施設のユニバーサル化

文化財の維持管理や意匠に配慮しつつ、以下の3案を軸に検討する。

- ・ 出入口への屋外昇降機の設置
- ・ 各部屋入口(敷居上)へのスロープ(ゴムパット等)の設置
- ・ 東階段への屋内昇降機の設置

ウ 展示施設、家具等の配備に係る計画

1) 展示施設

老朽化したサイン・グラフィックパネルは統一した仕様のもとに更新し、展示ケースは汚損・破損を修理する。

2) その他

- ・ 議場は復元配置してある議員席等を利用し、公開の用途に供する。
- ・ 2階第二室(委員室)は建物全体の意匠にふさわしい家具等を設置し、往時の雰囲気再現に努める。
- ・ 破損、汚損の顕著なカーテン、絨毯、その他管理用備品を更新する。

(4) 外構及び周辺整備計画

- ・ 建物正面のわかりやすい位置に建物を案内する看板を設置し、建物の周知を図る。
- ・ 白山公園側通用口に看板を設置するとともに、進入経路を確保することにより、同方面からの来訪促進を図る。
- ・ 周辺歩道及び車道交差点数か所に当該文化財を案内する歩行者用サイン、車両用道路標識を設置する。
- ・ 雨樋の掃除等の建物のメンテナンスが容易にできるよう、建物西側を舗装するなど、高所作業車等が容易に進入できるよう検討する。
- ・ 敷地東側を駐車場とする。

(5) 管理・運営計画

ア 基本方針

- ・ 施設の管理・運営は、引き続き指定管理者制度を導入し、建造物の魅力を活かしながら柔軟な発想を取り入れた運営を行う。

イ 管理・運営体制

- ・開館時間中は指定管理者が常駐し、施設の開閉や来館者の案内、日常的な維持管理や、施設の日常点検を行い、その結果や毀損を確認した場合は県文化課に報告する。
- ・指定管理者は、災害発生時には来館者の安全確保を第一に行い、建造物の保全のための初期対応や応急措置を行うとともに、新潟県文化課への連絡を行う。

ウ 運営マニュアルの作成と訓練の実施

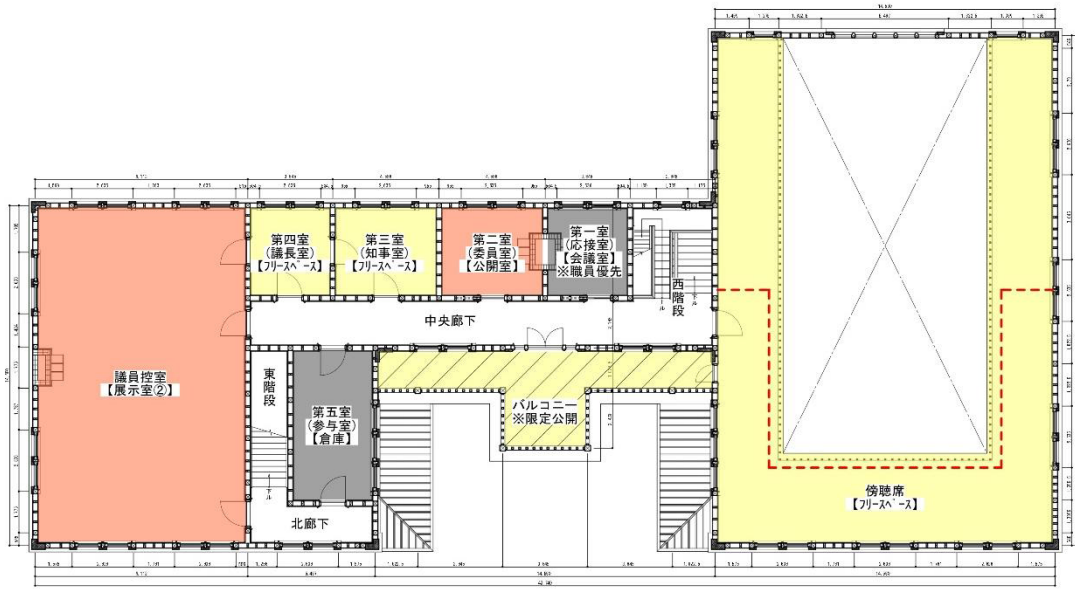
指定管理者は、文化財の特性に配慮した日常管理、来館者対応、イベント開催時の安全確保、災害発生時の初期消火・避難誘導等の具体的な手順を定めた運営マニュアルを作成する。

また、このマニュアルに基づき、新規スタッフへの研修や、全スタッフを対象とした定期的な訓練を実施し、常に対応能力の維持向上に努める。指定管理者の交代時には、本マニュアルを用いて確実な引き継ぎを行うものとする。

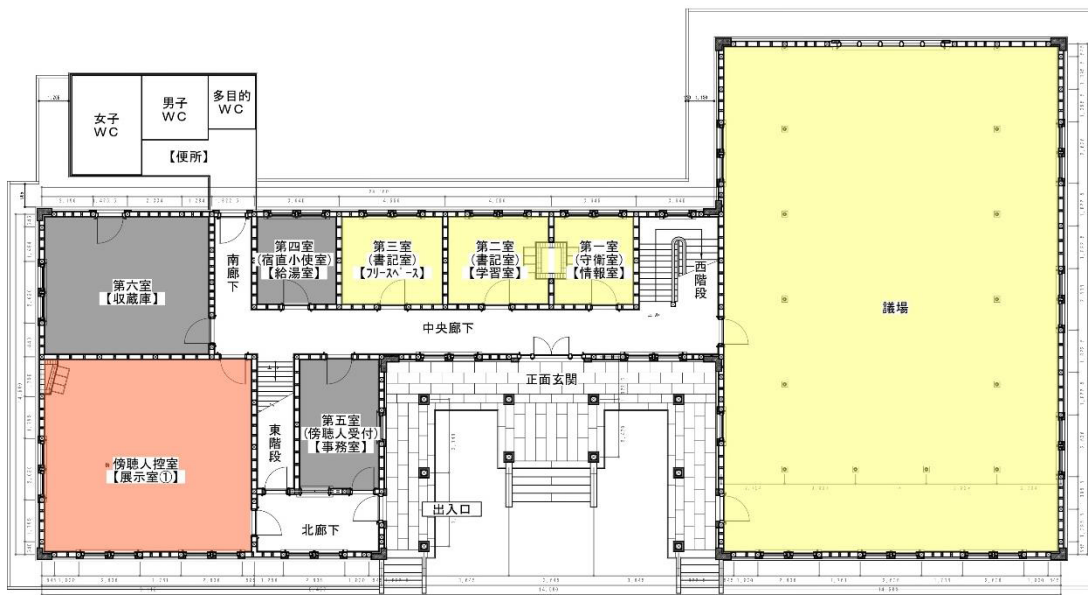
4 実施に向けての課題

本建造物は、コロナ禍における入館者数の半減から回復がみられた令和4年度から耐震補強・保存修理工事に伴う休館に入った。再オープン後、コロナ禍前の入館者数を回復し、さらに利用を広げていくために、以下の項目について今まで以上に柔軟な発想で検討を行う必要がある。

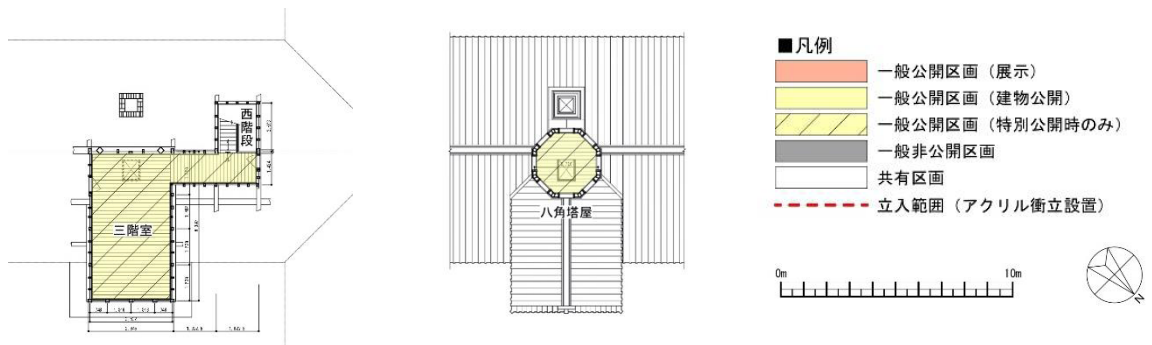
- ・小学生や外国人にも理解しやすい展示内容や展示手法
- ・県内外からの誘客
- ・児童・生徒の校外学習の場としての機能強化
- ・講座や講演、コンサートの開催等、建物の利用機会の拡充



2階

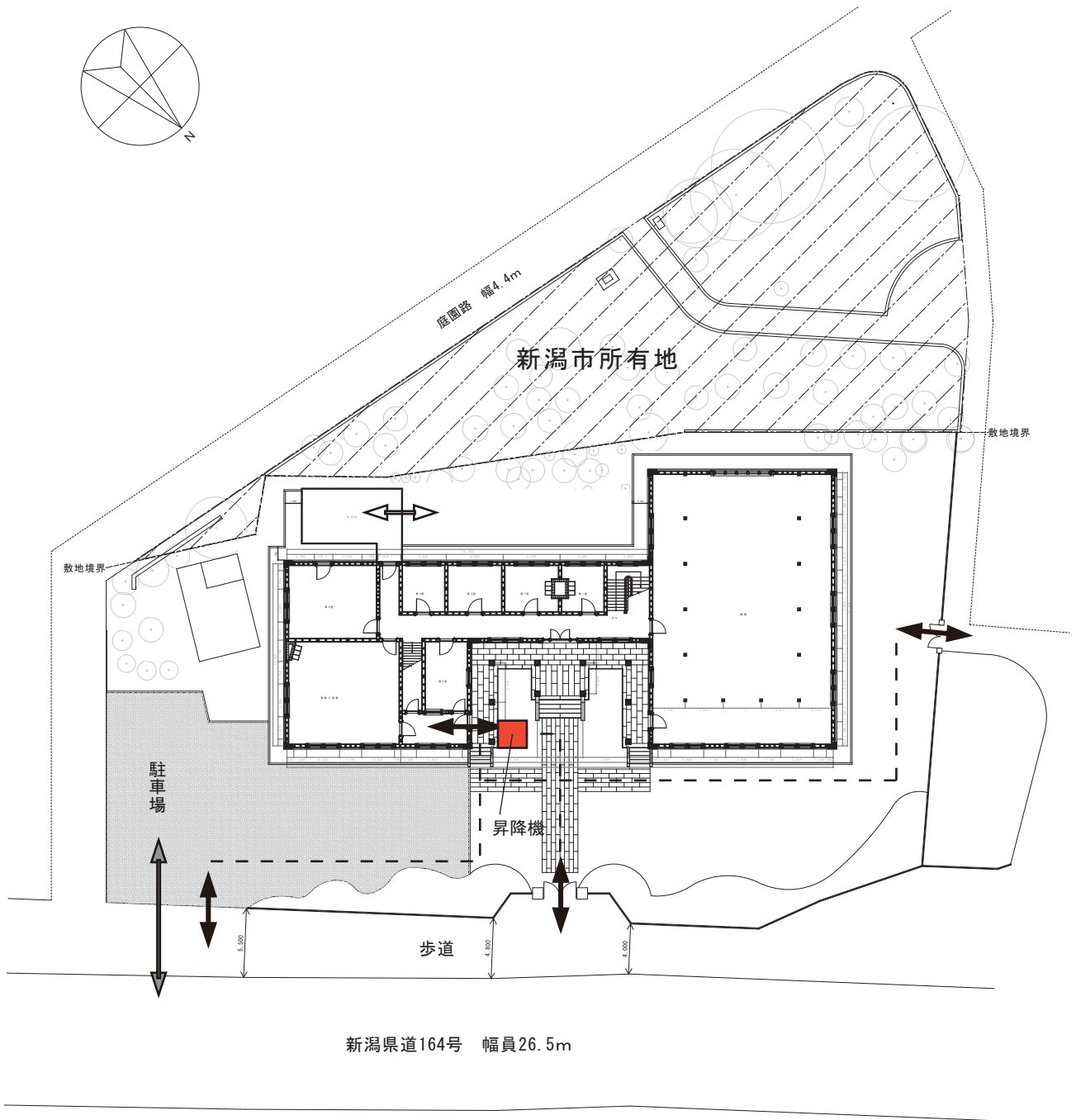


1階



3階・塔屋

図15 活用平面計画図

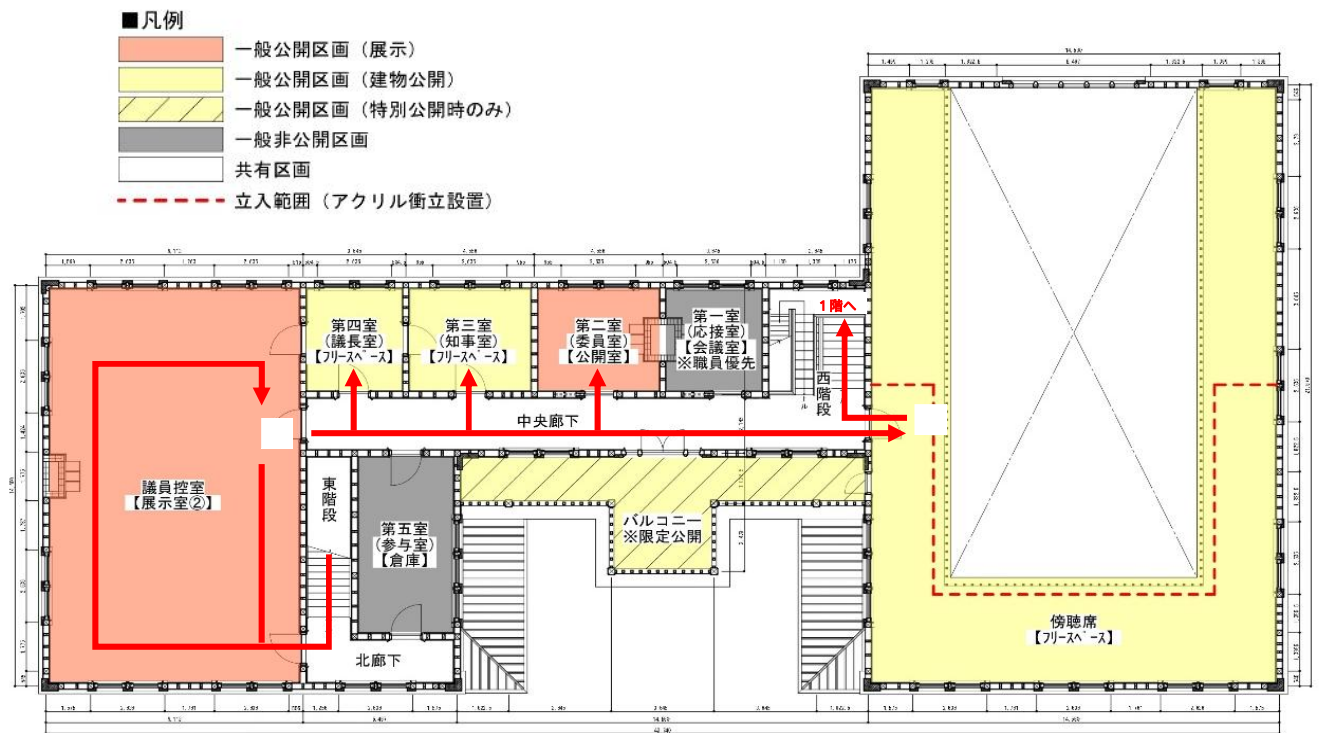


◄==> 一般利用者・管理共用

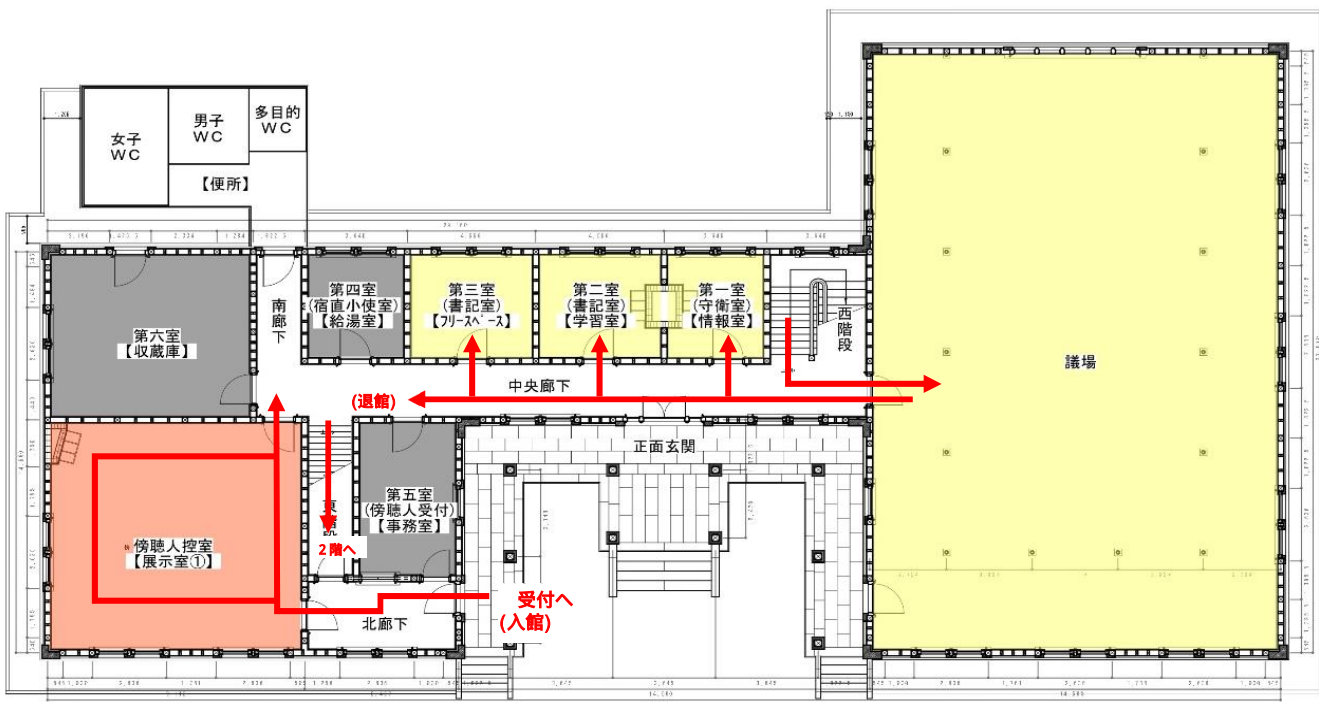
◄==> 管理用

◄==> 車両

図16 動線計画



2階



1階

図 17 建物内導線計画 (基本)

部位別活用等方針

部 分	活用する用途	
1 階	議場	・公開展示（常時） ・コンサート、講演会、模擬議会、期日前投票所などの多様な用途
	傍聴人控室	展示室
	第一室（守衛室）	情報室兼休憩室
	第二室（書記室）	学習室
	第三室（書記室）	・フリースペース（常時） ・貸室
	第四室（宿直小使室）	職員休憩室
	第五室（傍聴人受付）	事務室
	第六室	収蔵庫
	中央棟廊下	廊下
	東棟南廊下	廊下
	東棟北廊下	廊下
	西側階段	階段
	東側階段	階段
2 階	傍聴席	企画展示室
	議員控室	展示室
	第一室（応接室）	会議室
	第二室（委員室）	公開展示
	第三室（知事室）	・フリースペース（常時） ・企画展示室
	第四室（議長室）	フリースペース
	第五室（参与室）	管理用倉庫
	中央棟廊下	廊下
	第五室北廊下	階段
	西側階段	階段
	バルコニー	限定公開
	東階段踊り場	公開展示
	3 階	三階室
八角塔屋		限定公開

第6章 保護に係る諸手続

1 保護に係る主な諸手続一覧

(法：文化財保護法 修理届規則：国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則 現状変更規則：国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則 補助金交付要綱：文化財保存事業費関係補助金交付要綱)

事項	手続者	提出先	手続区分	提出期限	根拠法令
管理責任者の選任・解任	所有者・管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内	法第28条第5項
所有者・管理責任者の変更	所有者・新所有者・新管理責任者	文化庁長官	届出	30日以内	法第29条第4項
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者・管理責任者	文化庁長官	届出	30日以内	法第32条第3項
滅失・毀損・亡失・盗難	所有者(管理責任者または管理団体)	文化庁長官	届出	10日以内	法第33条
所在の場所の変更	所有者(管理責任者または管理団体)	文化庁長官	届出	20日前まで	法第34条
修理の着手(現状変更に関わるものを除く)	所有者または管理団体	文化庁長官	届出	30日前まで	法第43条の2第1項
修理の終了	修理届出者	文化庁長官	報告	遅滞なく	修理届規則第3条
現状変更・保存に影響を及ぼす行為(現状変更等)	行為を行おうとする者	文化庁長官	許可	事前	法第43条第1項
所有者以外の者による公開	行為を行おうとする者	文化庁長官	許可	事前	法第53条第1項
現状変更等の終了	現状変更等の許可を受けた者	文化庁長官	報告	遅滞なく	現状変更規則第7条
補助事業で設置した防災施設・設備の機能不能	所有者(管理責任者または管理団体)	文化庁長官	報告	遅滞なく	補助金交付要綱第4条(23)

2 現状変更等・修理について

(1) 現状を変更しようとする場合

ア 文化庁長官の許可を受けて行う行為

重要文化財の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第43条第1項)。現状変更の許可は文化審議会に諮問される(同法第153条第2項第三号)。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。なお、許可が必要となる行為は以下を参考とし、文化庁と事前協議のうえ、文化庁長官へ行為を実施する3ヵ月前までに書類を提出する。

1) 保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、重要文化財建造物を建設当初又は改変後のある時期の姿に復原しようという場合。

2) 保存管理上の行為

地上げや移築、構造補強等。構造補強は本来の構造形式や意匠全体の変更に係る場合や恒久的な補強を行う場合。

3) 活用に関する行為

- ・バリアフリー対応工事(壁、床の撤去を伴うもの)
- ・設備機器等の設置工事(壁、床の撤去を伴うもの)

イ 文化庁長官の許可を要しない行為

1) 修理

「(2) 修理の措置の範囲」に記載の行為

2) き損や災害などに伴う応急措置

非常災害時には、以下の応急措置を事前の届出なく実施することができる。

- ・建具、ガラス等開口部の応急的な閉塞
- ・き損の拡大防止のための緊急措置
- ・倒壊防止のための応急的な補強

これらは、実施後10日以内に文化庁長官へ届出を行う必要がある。また、応急措置後の本復旧については、復旧の内容について適切な方法を検討し、行為を行おうとする日の30日前までに協議を行う必要がある。

(2) 修理の措置の範囲

ア 事前の届出を要する行為

「第2章 4 修理計画 (2) 今後の保存修理計画」に定める行為については、文化庁長官へ、行為を行う30日前までに届出を行う必要がある。

イ 事前の届出を要しない行為

「第2章 3 管理計画 (2) 管理方法 イ 建造物の維持管理」に定める建物の機能を維持するための行為(維持管理行為)は、日常的な営繕行為として届出を不要とする。

(3) 保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合

ア 文化庁長官の許可を要する行為

文化財建造物の隣接地又は直下における大規模な掘削や、文化財建築物周辺における増築、新築については、事前に文化庁と協議のうえ、文化庁長官へ届出を行う必要がある。

イ 文化庁長官の許可を要しない行為

保存に影響を及ぼす行為のうち、軽微なものには、以下の場合が想定される。

- ・避雷設備や自動火災報知設備、防犯設備等の新設及び改修
- ・冷暖房設備（室内機及び配管）の改修又は取替・換気設備の新設及び改修
- ・基準5の部位の変更、撤去

ただし、以下の要件を全て満たすものとする。

- ・設備の新設・改修・取替時に穴を開ける必要が生じる場合は、基準4・5の箇所に限ること
- ・撤去する部位と取り合う部位が基準1・2でないこと

3 保存活用計画に関する手続

本計画を、文化庁の確認後に内容を変更するときは、文化庁へ提出するものとする。
（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定指針」（平成11年3月24日 文化庁文化財保護部長裁定）第15項）

4 計画区域における環境保全に関連する行為

計画区域において樹木の剪定及び危険木の除去を行う場合には、必要となる事前の協議や手続を適切に行い、計画区域内の維持管理に努める。

5 関係法令

- ・文化財保護法・建築基準法・消防法・学校教育法・土砂災害防止法
- ・新潟県各種条例・新潟市各種条例

新潟県政記念館条例

昭和50年3月26日
新潟県条例第22号

新潟県政記念館条例をここに公布する。

新潟県政記念館条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の文化の向上に資するため、新潟県政記念館(以下「記念館」という。)を新潟市中央区一番堀通町に設置する。

(平19条例12・一部改正)

(事業)

第2条 記念館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 重要文化財新潟県議会旧議事堂の公開に関すること。
- (2) 県政に関連する郷土資料(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 資料の調査、研究に関すること。
- (4) その他前3号に関連する事業

(開館時間)

第3条 記念館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(平17条例47・追加)

(休館日)

第4条 記念館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の休日(以下「祝日」という。)(祝日が月曜日に当たるときは、その翌日)
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(平17条例47・追加)

(開館時間又は休館日の変更)

第5条 前2条の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(平17条例47・追加、令3条例41・一部改正)

(損害賠償)

第6条 故意又は過失により記念館の施設等を破損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(平17条例47・追加)

(指定管理者による管理)

第7条 記念館の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に記念館の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第5条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。

(平17条例47・追加、令3条例41・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者による管理の場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる記念館の事業の実施に関する業務
- (2) 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(平17条例47・追加)

(指定管理者の指定)

第9条 第7条第1項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な記念館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 記念館の運営において、住民の平等利用が確保されること。
- (2) 記念館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。
- (3) 記念館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(平17条例47・追加、令3条例41・一部改正)

(指定管理者の告示)

第10条 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(平17条例47・追加、令3条例41・一部改正)

(職員)

第11条 記念館に、指定管理者による管理の場合を除き、事務職員その他必要な職員を置く。

(平17条例47・旧第3条線下・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例47・旧第4条線下、令3条例41・一部改正)

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第47号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県港湾管理条例第8章を同条例第9章とし、同条例第7章を同条例第8章とし、同条例第6章の次に1章を加える改正規定（第20条の2の6及び第20条の2の7に係る部分に限る。）、第2条中新潟県身体障害者更生施設条例第6条を同条例第11条とし、同条例第5条の次に5条を加える改正規定（第9条及び第10条に係る部分に限る。）、第3条中新潟県点字図書館条例第4条を同条例第11条とし、同条例第3条の次に7条を加える改正規定（第9条及び第10条に係る部分に限る。）、第4条中新潟県政記念館条例第3条を同条例第11条とし、同条例第2条の次に8条を加える改正規定（第9条及び第10条に係る部分に限る。）、第5条中新潟県都市公園条例第15条の2の次に5条を加える改正規定（第15条の6及び第15条の7に係る部分に限る。）、第6条中新潟県柏崎原子力広報センター条例第4条を同条例第10条とし、同条例第3条の次に6条を加える改正規定（第8条及び第9条に係る部分に限る。）、第7条中新潟県柏崎マリーナ条例第10条を同条例第11条とし、同条例の次に8条を加える改正規定（第18条及び第19条に係る部分に限る。）、第8条中新潟県関岬キャンプ場条例第8条を同条例第16条とし、同条例の次に2条を加える改正規定、第9条中新潟県埋蔵文化財センター条例第4条を同条例第12条とし、同条例第3条の次に8条を加える改正規定（第9条及び第10条に係る部分に限る。）、第10条中新潟県障害者交流センター条例第10条を削り、同条例第11条を同条例第18条とし、同条例第9条を同条例第13条とし、同条例の次に4条を加える改正規定（第16条及び第17条に係る部分に限る。）、第11条中新潟県聴覚障害者情報センター条例第4条を削り、同条例第5条を同条例第11条とし、同条例第3条を同条例第6条とし、同条例の次に4条を加える改正規定（第9条及び第10条に係る部分に限る。）、第12条中新潟県立環境と人間のふれあい館条例第8条を削り、同条例第9条を同条例第17条とし、同条例第7条を同条例第10条とし、同条例の次に6条を加える改正規定（第15条及び第16条に係る部分に限る。）、第13条中新潟県起業化支援・交流拠点施設条例第12条を削り、同条例第13条を同条例第20条とし、同条例第11条を同条例第14条とし、同条例の次に5条を加える改正規定（第18条及び第19条に係る部分に限る。）及び第14条は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第12号）抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第41号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県政記念館規則

令和4年3月29日

新潟県規則第19号

新潟県政記念館規則をここに公布する。

新潟県政記念館規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟県政記念館条例（昭和50年新潟県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に伴い、新潟県政記念館（以下「記念館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（入館の承認）

第2条 記念館に入館しようとする者は、知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 他の入館者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備、資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記念館の管理上支障があると認められるとき。

（入館の承認の取消し）

第3条 知事は、前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。

（指定管理者による管理）

第4条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に記念館の管理を行わせる場合における前2条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の申請）

第5条 条例第9条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 記念館の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（管理の細則）

第6条 条例及びこの規則に定めるもののほか、記念館の管理に関し必要な事項は、知事が記念館の管理を行う場合は知事が、指定管理者に記念館の管理を行わせる場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

重要文化財新潟県議会旧議事堂(新潟県政記念館)保存活用計画(改訂版)

作成日 令和8年4月1日

作成者 新潟県観光文化スポーツ部文化課

〒 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5619 (文化資源活用推進係)

